

都筑区まちづくりプラン

横浜市都市計画マスタープラン・都筑区プラン



平成14年5月

横浜市都筑区役所・都市計画局

都筑区まちづくりプラン
横浜市都市計画マスタープラン・都筑区プラン

目 次

I	都筑区まちづくりプランについて	
1.	都筑区まちづくりプランの位置づけ	1
2.	都筑区まちづくりプラン策定の意義	2
3.	都筑区まちづくりプラン策定の経緯	3
II	都筑区の成り立ちと特色	
1.	都筑区の成り立ち	5
2.	都筑区の特色	8
III	まちづくりの目標と将来像	
1.	まちづくりの目標	12
2.	まちづくりの基本的視点	12
3.	将来のまちの構成と骨格	13
IV	テーマ別まちづくりの方針	16
1.	みどりと水の環境づくり～‘自然環境と共生するまち’をめざして	20
2.	安全で安心できるまちづくり～‘災害に強く危険の少ないまち’をめざして	22
3.	バランスの取れた土地利用の実現と都市機能の充実 ～‘ゆとりと特色のある多機能複合のまち’をめざして	24
4.	交通体系の整備～‘便利でバリアの少ないまち’をめざして	28
5.	福祉の充実～‘あたたかみのあるサポータティブなまち’をめざして	30
6.	子育て環境の充実～‘次世代をにやう人材が育つまち’をめざして	32
7.	区民が交流する環境づくり ～‘市民の顔が見えるひとの輪があるまち’をめざして	34
8.	情報通信の手段を生かすまちづくり～‘地域情報が豊かなまち’をめざして	35
9.	区民のまちづくりへの参加増進～‘みんなが社会貢献するまち’をめざして	36
10.	都筑らしい文化の醸成～‘ずっと住み続けたい誇れるまち’をめざして	38
V	まちづくりの推進	
1.	まちづくりの推進状況	40
2.	地区プランの策定	43
3.	まちづくりの推進に向けて －区民と行政が手を携えて取り組むまちづくり－	46

I 都筑区まちづくりプランについて

1. 都筑区まちづくりプランの位置づけ

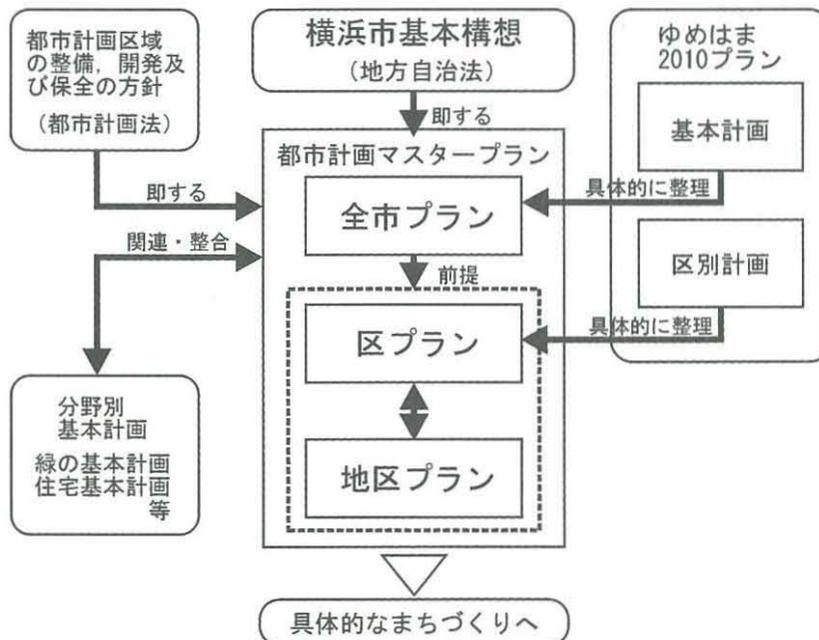
■都筑区まちづくりプランの位置づけと役割

このまちづくりプランは、おおむね 20 年後の都筑区の将来像を描くもので、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられています。今後、市が定める都市計画^(注)はこのプランに即して策定されます。

■都筑区まちづくりプランの役割

- 区民のみなさんに区の成り立ちと将来の姿を知っていただくことで、これからのまちづくりに対する意識を喚起するとともに、この意識に基づく継続的なまちづくりの展開を促す役割を担います。
- ゆめはま 2010 プラン都筑区計画に即して、主に都市計画分野についての都筑区の将来像を明らかにするとともに、中長期のまちづくりの方針となるものです。
- 都筑区におけるまちづくりが円滑に進むよう、調整を図る際に、区民のみなさんや、市や区の事業担当部門、外部の関係機関等の関係者にとって、共通の手がかりとなります。

都筑区まちづくり方針の位置づけ模式図



(注) ここでいう「市が定める都市計画」とは、いわゆる“線引き”や高速道路、国道、一・二級河川、国が設置する公園・緑地以外の都市計画を指します。

2. 都筑区まちづくりプラン策定の意義

都筑区は古くて新しい地域です。その名前の由来は、奈良時代にまでさかのぼることができます。

住む人の多くは農業を営んでいましたが、昭和30年代には鶴見川沿岸への工場の進出が始まり、働く場所として大勢の人達が通ってくるようになりました。また、昭和40年からは港北ニュータウン^(注)の開発が進められ、今では、家族と日々を過ごす場を求めて移り住む人達は毎年約1万5千人に達するようになりました。休日には、大型の商業施設での買い物を楽しみに区外から足を運ぶ人も増えています。

このように、地域との関わり方が異なる多くの人達が住み、働き、訪れているのが都筑区といえます。

都市計画は、主に物的な面から、まちでの生活のありようを定めるものです。そして、都市計画によって方向づけられた物的な環境の中で、地域や人と関わりながらよりよい生活をおくるためには、それにふさわしい暮らしのルールや仕組みが必要になります。

都筑区が誕生して7年。その間、約10万人の転入者を迎えました。自然を生かした緑の環境や計画的に整備された道路、身近な公共施設などの整備が進む一方で、まだ、コミュニティの形成は十分とはいえません。地域と関わった時間や愛着、ライフスタイル、年齢、価値観などの異なる人達それぞれが、ここでどのように人と折り合い、地域を守り育てていくかということについて考え、お互いに理解しあう時期がきているといえます。

私たちを取り巻く社会状況に目を転じると、環境への負荷が様々な問題を招いている中、経済成長を前提としたライフスタイルは変えていかざるを得ません。財政的な制約の中、行政は政策の優先順位を明確にしていかなければなりませんし、区民と行政の役割分担の見直しも必要です。新しく何かをつくるという施策だけでなく、今あるものを資源として活用するという視点も重要になっています。

また、若い人達を中心に、従来の価値観にとらわれずに生活を楽しむ人が増えています。女性の社会参画も進みつつあります。情報通信技術の進歩によって、物理的な距離に制約を受けない新たな人間関係が生まれつつあることも考慮する必要があるでしょう。

都筑区のまちづくりプランを策定する意義は、こうした状況をふまえながら、この区が今後どのように変わっていくのかを明らかにするとともに、古くて新しいこの都筑で、よりよい生活を送るために、人と人、あるいは人と地域がどのように関わっていくことが望ましいのかという方針を明らかにすることにあります。

^(注) 都筑区まちづくりプランにおいて、港北ニュータウンとは、土地区画整理事業の施行区域（第一地区、第二地区、中央地区）を指します。

3. 都筑区まちづくりプラン策定の経緯

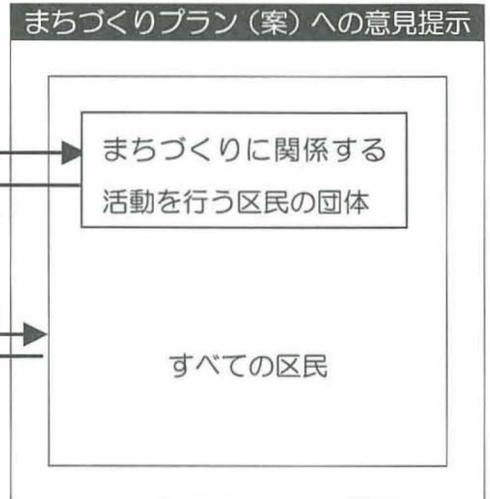
区民のみなさんとともにまちづくりに取り組んでいくために、みなさんが日頃から感じている問題点や考えている提案を「都筑区まちづくりプラン」に広く反映できるよう、以下のような策定方法を採りました。

- ①この「都筑区まちづくりプラン」をまとめていくため、区内の自治組織や産業関係、まちづくりに関する主体的な活動を行っている団体の代表、一般公募で選ばれた区民を含む「都筑区まちづくりプラン」策定委員会を設置しました。委員会ではそれぞれの立場から活発な議論が展開されました。
- ②区民のみなさんからまちづくりに関する意見を直接聞く機会として、ボランティア、イベント、環境保護、まちの美化など、区内でさまざまなまちづくり活動を行っている人達にヒアリングを行いました。このヒアリングを通じて把握されたまちづくりの課題や提案が、「都筑区まちづくりプラン」の土台となっています。
- ③都筑区ホームページへの掲載や都市マス通信の発行を通じて、「都筑区まちづくりプラン」の策定過程を広く区民のみなさんに公表しながら、より多くの方から意見や提案を得るよう環境づくりに努めました。

こうしてとりまとめられた「都筑区まちづくりプラン」は、区民のみなさんと行政が一体となってまちの管理・運営に取り組むという、まちづくりのソフト面を重視したものとなりました。

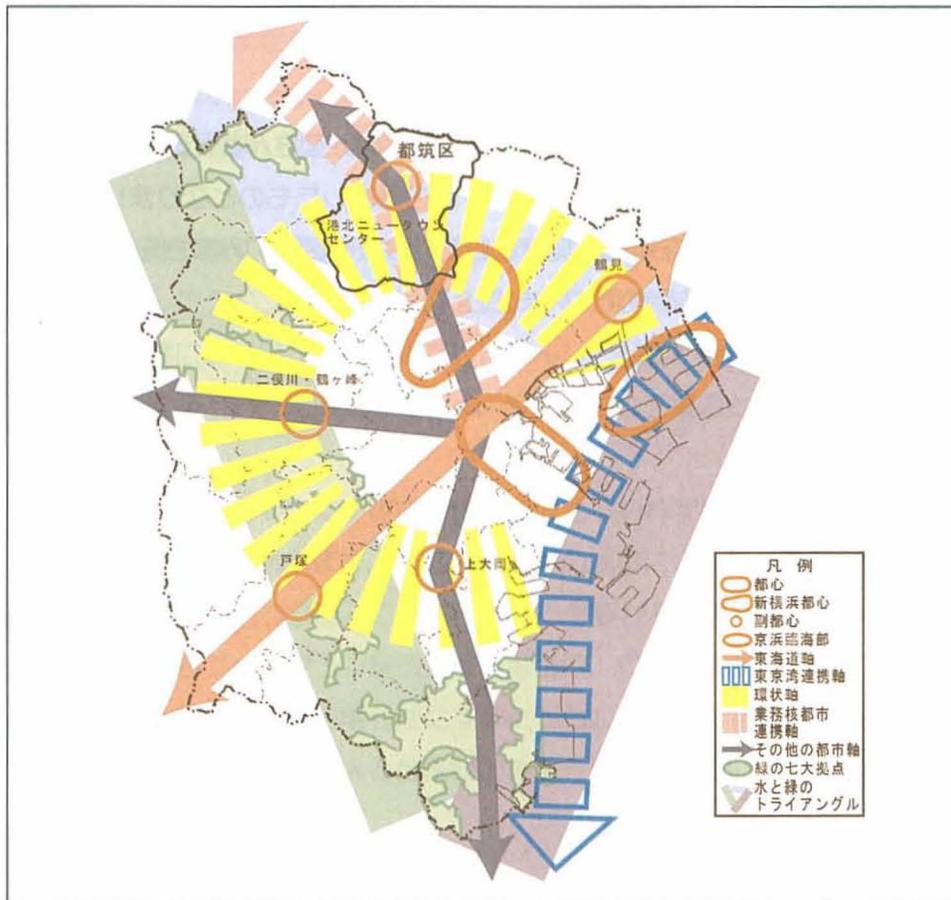
今回の「都筑区まちづくりプラン」策定を新たな契機として、今後も区民のみなさんと行政が一体となったまちづくりを推進していきたいと考えています。

まちづくりプラン策定の進め方



ヒアリング (12年7~11月)
 ↓
 意見
 ↓
 ホームページ開設 (12年11月~)
 都市マス通信発行 (12年9月~)
 素案の公表 (13年6月)
 都市マスカフェの開催 (13年7月)
 ↓
 意見

「都市計画マスタープラン・横浜市全市プラン」における将来都市構造図



Ⅱ 都筑区の成り立ちと特色

区民のみなさんが都筑の歴史や特徴を認識して共有することは、都筑区まちづくりプランが目標とする継続的なまちづくりの第一歩です。このため「都筑区の成り立ち」と「都筑区の特色」について簡潔にまとめました。

1. 都筑区の成り立ち

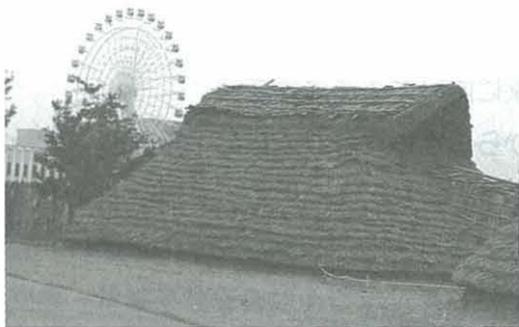
都筑区の歴史は、古く縄文時代までさかのぼることができます。見花山遺跡では、土器や石器、竪穴式住居址と思われる堀立柱の建物跡が見つかっています。弥生時代の大塚・歳勝土遺跡では、約百の竪穴式住居址とそれらを囲む大規模な濠など数多くの遺跡が発見されています。

7世紀の律令制度の施行にともない、「武蔵国都筑郡」と定められました。

江戸時代に日野往還（東海道と甲州街道の間）に面した宿場が形成された川和には、明治12年に郡役所が置かれ、郵便局や警察分署など公的機関が集積しました。

地域経済は長らく農業で支えられてきました。米、麦をはじめ、柿や栗、なす、きゅうりなどの生産のほか、酪農や養蚕も盛んに行われていました。人々は谷戸の田畑で耕作するだけでなく、雑木林では堆肥や椎茸をつくり、また、薪の切り出しや炭焼きなど生活に必要なものを手に入れていました。丁寧に管理した竹林で収穫された竹の子は都筑の名産のひとつでした。

鶴見川沿いの地域は、昭和20年代までは良質な米を生産する地帯でしたが、高度成長期に入った昭和35年頃からは工場の進出が目立つようになりました。昭和37年の横浜線鴨居駅の設置、昭和40年の第三京浜道路の開通と港北インターチェンジの開設によって、恵まれた立地条件を得たこの地域では、農地の転用が進み、流通センターや自動車関係の工場・事業所が建ち並びようになりました。



△大塚・歳勝土遺跡



△民家園

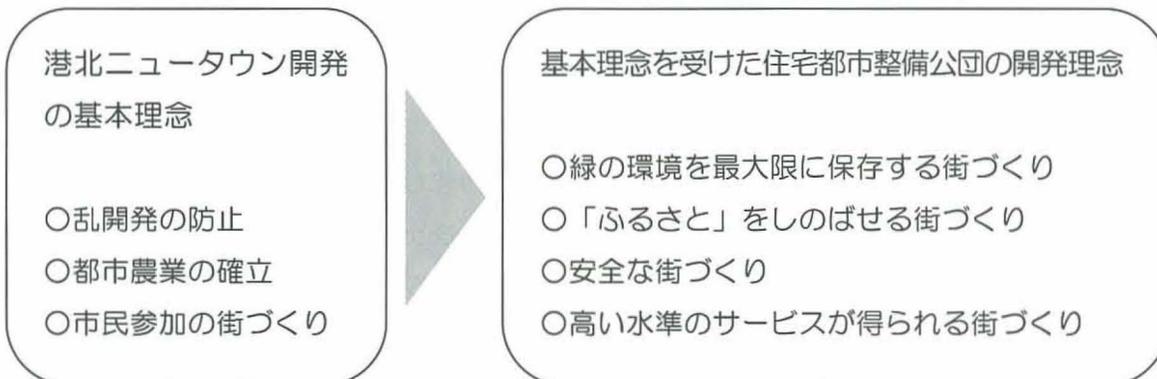
昭和40年代には、高度成長と都市化による乱開発の波を抑える目的で、市の6大事業の一つとして港北ニュータウン建設事業がスタートしました。港北ニュータウンの建設にあたっては、事業の施行者である公団と横浜市と市民が協議して開発の基本理念を定めるなど、市民参加型のまちづくりに向けた先進的な取り組みが行われました。

- 横浜市の6大事業
- 都心部強化事業
 - 金沢地先埋立事業
 - 港北ニュータウン建設事業
 - 高速鉄道建設事業
 - 高速道路網建設事業
 - 横浜港バイブリッジ建設事業



△昭和40年代の港北ニュータウン地区

《港北ニュータウンの開発の理念》



平成6年、港北区・緑区の分割により、新しい区「都筑区」が誕生しました。「都筑」の名称には、

- ① 広く地域の人に定着している由緒ある地名を将来に向けて大切にする
- ② 奈良時代から続く歴史的な地名にちなみ、これからの街づくりが新しい「都を筑（築）く」という意味が込められています。

都筑区のうち港北ニュータウンの面積は約半分です。ニュータウン建設完了の見通しが立ってきた今日、都筑区では、ニュータウン建設の目標とされた地域づくりの理念を継承・発展させながら、区全体のまちづくりを考える時代を迎えました。

《都筑区の歴史》

1万1000年前		見花山で縄文式土器や石器が使われはじめる
9000年前		大塚で竪穴式住居の村や貝塚が形成される
6000年前		縄文海進がはじまる（現在の区東部まで海が入り込む）
1世紀		多数の集落が作られ、貝塚が残される
1世紀		米作りがはじまり、高床式倉庫を備えた定形集落ができる
7世紀		大塚・歳勝土に方形周溝墓を備えた環濠集落が出現する
7世紀		律令制度が施行され「武蔵国都筑郡」となる
848	(嘉祥元)	杉山神社が大和朝廷より従5位下の位を授かる
8世紀		このころ長者原に都筑郡衙が置かれたと思われる
8世紀		都筑・橋樹の防人が詠んだ歌が万葉集にみられる
14世紀後半～15世紀		茅ヶ崎城が築城される
1700年頃		大山参詣や富士参りが流行し、大山道が大勢の参拝客で賑わう
1871	(明治4)	廃藩置県が行われ「神奈川県都筑郡」となる
1879	(明治12)	都筑郡役所が川和に移転される
1908	(明治41)	横浜鉄道（現：横浜線）東神奈川～八王子間が開通する
1934	(昭和9)	都田村を川和町と改称する
1939	(昭和14)	第6次市域拡張が行われ「横浜市港北区」に編入され、都筑の地名が消える
1965	(昭和40)	港北ニュータウン建設事業計画が発表される（横浜市6大事業のひとつ）
1974	(昭和49)	港北ニュータウン造成工事に着手する
1983	(昭和58)	港北ニュータウン第2地区の集合住宅第1次入居が始まる
1989	(平成元)	港北ニュータウン行政サービスコーナーが開設される
1992	(平成4)	港北ニュータウン行政サービスコーナーを港北ニュータウン行政サービスセンターに改める（4月）
1993	(平成5)	「横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例」が可決、公布される（12月）
1993	(平成5)	高速鉄道3号線新横浜～あざみ野間が開通する（3月）
1993	(平成5)	「都筑区」の名称が決定する（10月）
1994	(平成6)	「都筑区」が誕生する（11月6日）
1995	(平成7)	横浜市歴史博物館が開館される（1月）
1995	(平成7)	都筑区総合庁舎が開設される（4月）
1997	(平成9)	港北ニュータウン第1、第2地区の換地処分公告が行われる（9月）
1998	(平成10)	横浜国際プールが開設される（7月）
2000	(平成12)	都筑警察署が開署される（5月）
2001	(平成13)	昭和大学横浜市北部病院が開院される（4月）

2. 都筑区の特徴

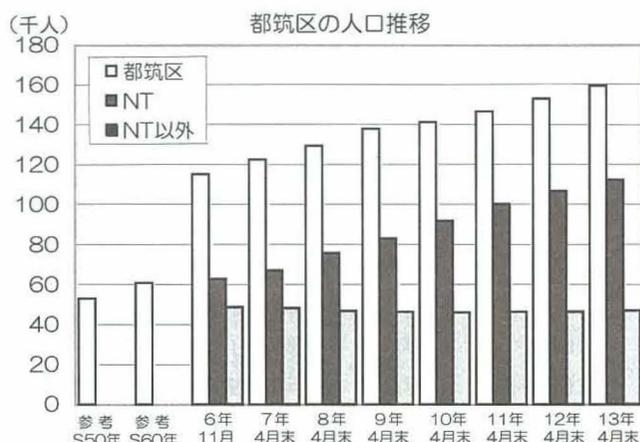
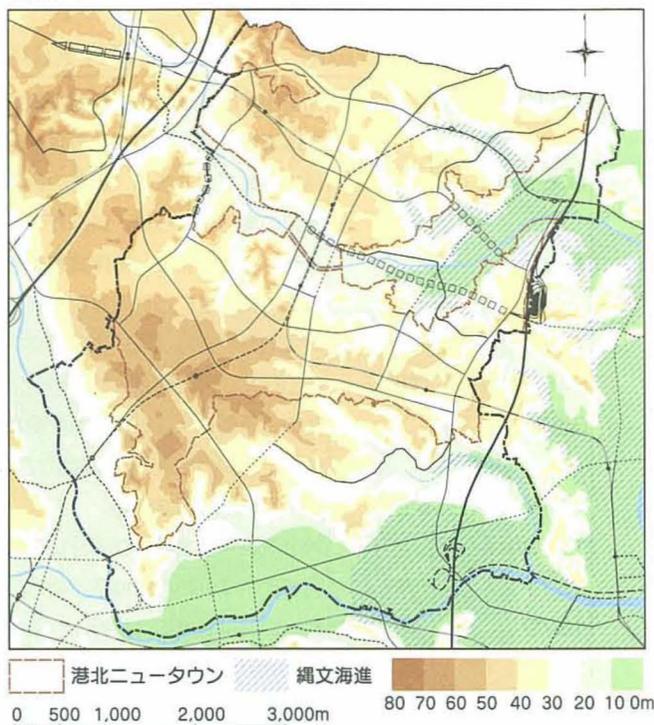
■地勢

この地域は、鶴見川水系の大きな河川に沿った低地と、多摩丘陵と下末吉台地に連なる台地、小山と谷戸が複雑に入り組んだ地形で構成され、それが地域の景観などの特色を形成しています。なお、港北ニュータウン土地区画整理事業区域では、もとの地形よりもなだらかな地形に造成されています。

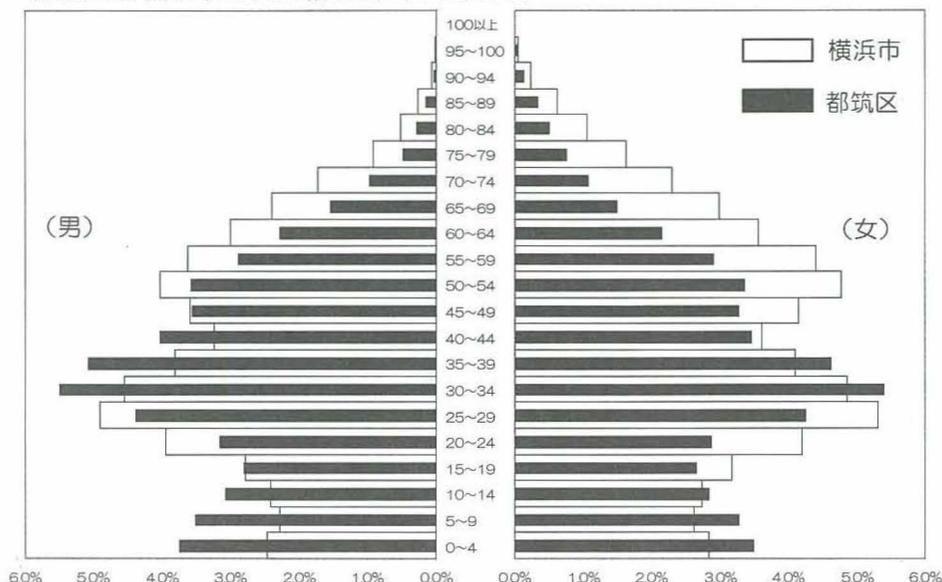
■人口

人口は、港北ニュータウンを中心に毎年約7千人の純増があり、区誕生から現在（平成13年4月末現在）までに約4万7千人の増加がありました。平均年齢は区全体で約35歳（平成13年10月1日現在）で、子育て世代を中心とした人口構成となっており、県内でも最も若い区となっています。区民に占める年齢65歳以上の方々の割合は全体の約8%ですが、最近では、港北ニュータウンに住む娘や息子と同居するために転入してくる高齢の方々も増えてきました。

地形図



都筑区と横浜市の人口構成比（平成12年）

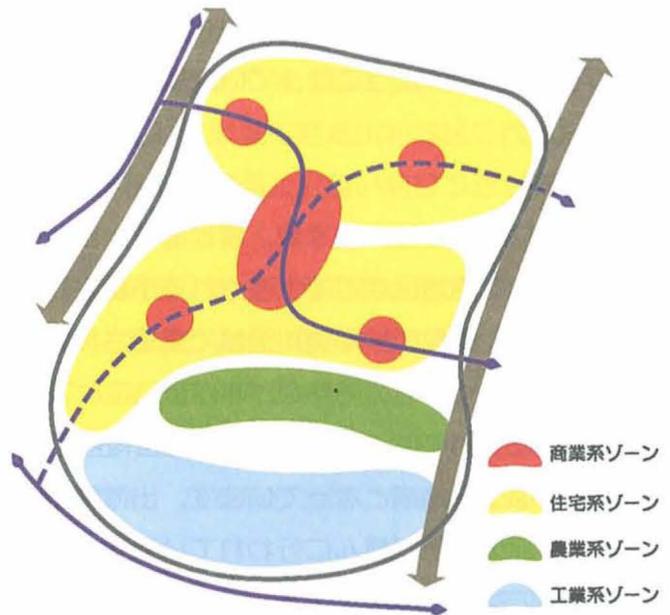


■土地利用

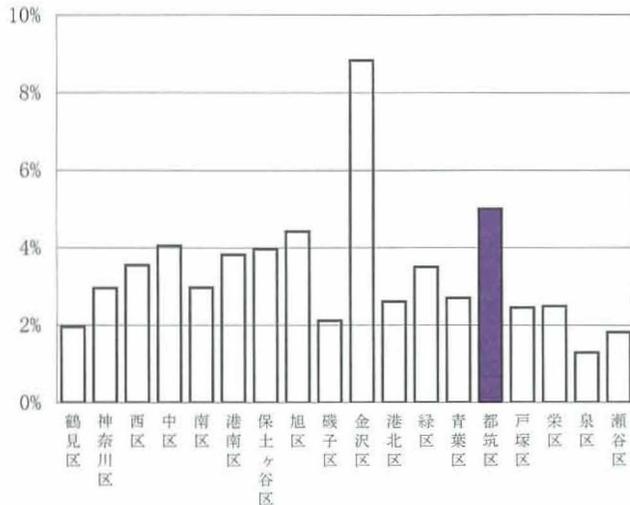
都筑区は、計画的な土地利用がなされている港北ニュータウンが区域の約半分を占めています。区北西部，早淵川沿い，区中南部，鶴見川沿岸には農業的な土地利用がされている地域があります。特に，区中南部は良好な農業地域となっています。鶴見川沿いには市内でも有数の工業地域が広がっています。

このように明確な土地利用がなされていることが都筑区の特徴であり，しかも，住宅，農業，工業のそれぞれが，横浜市を支える重要な位置づけを持った地域となっています。

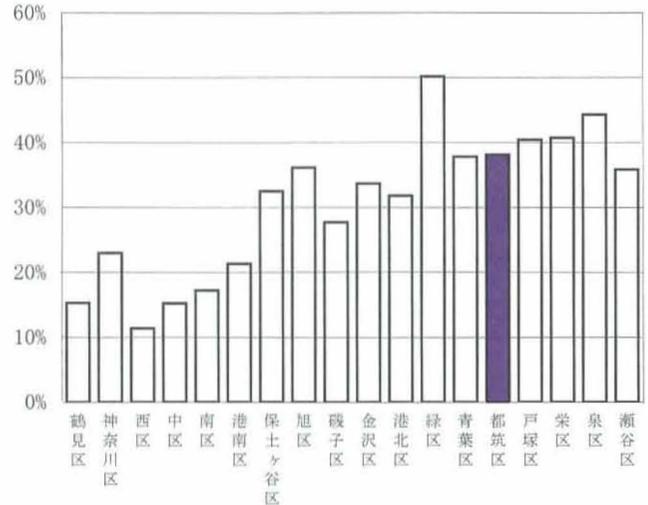
都筑区は区内でも有数の緑豊かな区です。港北ニュータウン開発計画により公園が計画的に整備されているほか，自然緑地を含む緑被率^(注1)についても市の中で上位にあります。



区別公園面積割合(%) H12



区別緑被状況(%) H9



■交通

鉄道は，高速鉄道3号線があざみ野駅と横浜都心方面を結んで運行しています。さらに，中山一日吉間を結ぶ高速鉄道4号線^(注2)の整備が進められています。

都市計画道路の整備水準は84.0%（平成13年4月1日現在）で，港北ニュータウン開発に関連して集中して整備が行われた結果，市の平均62.0%よりも高くなっています。今後は，未整備区間の都市計画道路の整備が進められるほか，第三京浜道路と横浜羽田空港線を結ぶ横浜環状北線の整備が予定されています。

(注1) 緑被率は緑の現状を量的に示す指標のひとつです。これは，赤外線航空写真によって上空から緑の量をとらえる方法で，およその緑の量を把握できます。緑被率は，樹林地や耕作地，街路樹のほか個人の住宅の庭木や芝生，花壇など緑に覆われた土地の割合を求めるものです。

(注2) このプランでは「横浜環状鉄道中山～日吉間（高速鉄道4号線）」を「高速鉄道4号線」と記述します。

大規模商業施設の集積するタウンセンター地区では、週末を中心とした渋滞の発生や路上駐車問題も目立つようになっていきます。

■産業

農業については、農家数、農地面積、出荷額ともに市内1、2位を争う農業の盛んな地域です。農業専用地区などで生産される小松菜やほうれんそうは都筑区の特産の一つとなっています。また、鶴見川や早渕川流域で栽培されるナシは「浜なし」と称され、生産量が少ないため手に入りにくいものですが、味が良いことで評判となっています。

工業については、都筑区の製造品出荷額は市内第1位であり、鶴見川流域は臨海部の工業地帯と並ぶ工業地域となっています。出荷額の4分の3を電気製品が占め、通信機器をはじめとする製品の製造が盛んに行われています。一方で中小工場の跡地への集合住宅の立地もみられるようになっていきます。

商業については、タウンセンター地区を中心に大規模商業施設の集積が行われることにより区外からの集客も増加していますが、一方で既存商店街の伸び悩みが見受けられます。

《都筑区の産業の状況》

□農業

主要作物別収穫面積

	収穫面積			
	都筑区 (a)	横浜市 (a)	対市割合 (%)	市内 順位
こまつな	9,421	22,122	42.6%	1
ほうれんそう	8,031	20,746	38.7%	1
きゅうり	437	3,411	12.8%	1
トマト	359	4,219	8.5%	5
水稻	651	7,930	8.2%	4

平成12年農業センサス

経営耕地総面積

	都筑区 (A)	区内割合 (B)×※1	横浜市 (C)	対市割合 (A÷C)	市内 順位
農家総数(戸)	578		4,693	12.3%	1
経営耕地総面積(a)	31,265		251,865	12.4%	2
田のある農家数(戸)	117	20.2%	937	12.5%	4
田面積(a)	1,867	6.0%	20,213	9.2%	2
畑のある農家数(戸)	534	92.4%	4357	12.3%	1
畑面積(a)	23,234	74.3%	183,006	12.7%	2
果樹園地のある農家数(戸)	177	30.6%	1595	11.1%	3
果樹園地面積(a)	6,164	19.7%	48,646	12.7%	1

※1は総戸数あるいは総面積に対する割合

□工業

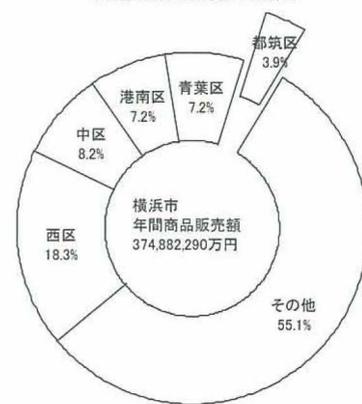
区別製造品出荷額(構成比)



平成11年度工業統計調査

□商業

年間商品販売額(小売店)



平成9年度商業統計

■コミュニティとライフスタイル

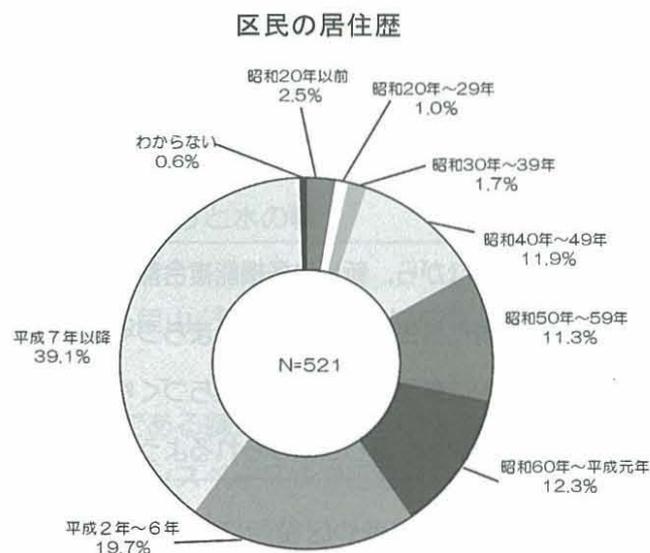
港北ニュータウンを中心に毎年多くの人が入居してくる都筑区では、居住歴の新しい人が多く住んでいます。一方、かつて郡役所が置かれ、宿場町として栄えてきた川和地区に代表されるように、長らく人の営みが行われてきた地域では、現在も住民同士の強い結びつきがあります。

港北ニュータウンも最初の入居が行われてから18年経ち、居住年月の長い地区では、入居者同士だけでなく、港北ニュータウン外にもともと住んでいた人達との交流も進んできました。

しかし、例えば、小さな子どもを持つお母さん達、ふだん区外で働く男性達、娘や息子に呼び寄せられて転入してきたお年寄りなどで港北ニュータウンに移り住んで日の浅い人達の中には、地域社会との接点が少ないことに不満足さを感じたり、なかなか地域に馴染めないでいる人がかなりいる、と言われます。

居住歴の新しい区民の中には、人との交流を直接求めるよりも、インターネットで自分の必要とする情報を得ながら地域と接点を持っていくことにより、地域社会への参加がスムーズに進む、と考える人が多くいます。その現れとして、都筑には、「ネット・コミュニティ」とも呼ぶべき情報交換グループが複数成立しています。

長らくこの地に住み親しんだ人と、新しく移り住んできた人が交じり合う都筑では、地縁的なコミュニティとは異なる、音楽や演劇などの文化活動、緑や河川の保全などの自然に親しみ守る活動、子育て支援活動など、特定のテーマ性を持った活動で人々が結びつく「テーマコミュニティ」とも呼ぶべき区民の自主的な活動が盛んなことも特筆されます。



平成10年度区民意識調査

Ⅲ まちづくりの目標と将来像

1. まちづくりの目標

ゆめはま 2010 プラン都筑区計画は、区づくりの目標を「都市の快適性 人のぬくもりを実感する 新しい生活文化都市」と定めています。

この区づくりの目標をふまえつつ、区民と行政が一体となって取り組んでいくためのまちづくりの目標を、次のように表現します。(注1)

みどりと、こどもと、たいようと ～ともに育^りくみ、^りよくとえいちく 緑都永筑～

ここでまちづくりの目標を構成する‘みどり’‘こども’‘たいよう’は、若く、きらめき、伸び行く都筑区の明るいイメージをあらわします。また、‘ともに育み、緑都永筑’は、都筑区が緑豊かな丘の街の魅力をいつまでも持ち続けられるように、みんなで築（筑）きあげていこう、という意味をあらわします。

つまり、このまちづくりの目標には、区として歴史が新しく、ニュータウンの建設によって空間的にも社会的にも大きく変貌した都筑の地が、ふるくから住む人も新しく住むようになった人も、みんなが愛し暮らし続けたいと思うような、魅力と活力にあふれるまちになるように、との願いが込められています。

2. まちづくりの基本的視点

まちづくりの目標の実現をめざし、以下の4つの視点に立脚してまちづくりを展開していきます。

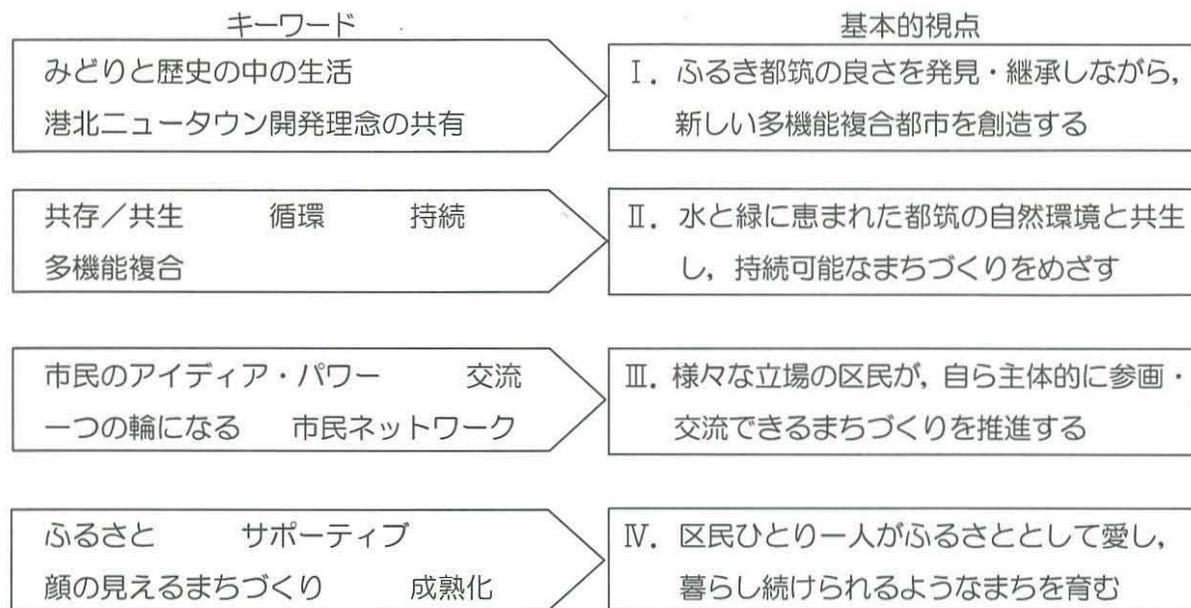
- | | |
|---|------------------------------|
| I. ふるき都筑の良さを発見・継承しながら、新しい多機能複合都市を創造する | 温故創新 ^{おんこそうしん} |
| II. 水と緑に恵まれた都筑の自然環境と共生し、持続可能なまちづくりをめざす | 環境共生 ^{かんきょうきょうせい} |
| III. 様々な立場の区民が、自ら主体的に参画・交流できるまちづくりを推進する | 参画交流 ^{さんかくこうりゅう} |
| IV. 区民ひとり一人がふるさととして愛し、暮らし続けられるようなまちを育む | 社区育成 ^{しゃくいくせい} (注2) |

これら4つの基本的視点は、区民意識調査や区役所に寄せられた区民の要望、都筑区まちづ

(注1) 都筑区まちづくりプランでは目標となる人口を設定しません。なお、ゆめはま 2010 プラン都筑区計画では 2010 年の将来人口を 23～26 万人と想定しています。

(注2) 「社区（シャク）」は、‘地域社会’や‘地域共同体’を意味する英語のコミュニティの中国語訳で、中国や台湾では都市計画用語として定着した言葉です。「社区育成」は造語で、そこには、都筑の地を、‘区民の共同意識に支えられた心地よい地域’（コミュニティ）として、大切に育て上げていこう、という意味が込められています。

くりプラン策定に際して実施した区民のまちづくり関係団体とのヒアリングや、策定委員会での検討の中から出てきたキーワードをもとにまとめたもので、土地利用、交通、福祉などの分野ごとの施策や事業を検討するにあたって、横断的な視点となるものです。



3. 将来のまちの構成と骨格

都筑区が活力と魅力を共存させ持続発展するために、その基礎となる明確な都市構造を整えます。具体的には都筑の都市構造の主要構成要素として「みどりと水の軸」「交通の軸」「都市活動の拠点・ゾーン」の三つに着目し、それらの空間及び機能の保全・強化を図ります。

■地域の景観的特質を生かしたみどりと水の軸

□みどりのネットワーク

‘昔の都筑の風景’である里山^(注)的景観を今に伝える公園や緑地を緑道で結びます。

□水辺の軸

区内を流れる大きな河川である鶴見川、大熊川、早淵川に沿って、景観や生物生息環境に配慮しつつ区民の憩うオープンスペースや歩行者・自転車の道を連ねます。

(注) 雑木林を中心に、畑や水田、草原などにより構成される谷戸やその周辺を含む、様々な自然環境により構成される地形や環境。石油などの化石燃料の使用が一般化する以前は、雑木林は人々が暮らすための食料や燃料の供給源として重要な役割を果たしてきました。

■区内外を結ぶ交通の軸

鉄道や高速道路、幹線道路を方面別に束ねたものを交通の軸として捉えます。

□鉄道

区内の鉄道網は、区内をほぼ X 字型に走る高速鉄道3号線及び同4号線で構成されます。区に隣接して通る東急田園都市線とJR横浜線も重要な路線です。

□高速道路

広域交通を担う高速道路として、区の東西には区を挟むように、東名高速道路と第三京浜道路が走っています。また、区の南側に横浜環状道路の計画があり、第三京浜道路と横浜羽田空港線とを連絡します。さらに、東名高速道路や保土ヶ谷バイパス方面に向けた整備の構想があります。

□幹線道路

幹線道路としては、日吉元石川線、横浜上麻生線、川崎町田線、新横浜元石川線、中山北山田線、佐江戸北山田線、鴨居上飯田線、羽沢池辺線などがあります。

■都市活動の拠点・ゾーン

□都市拠点（副都心）

港北ニュータウンのタウンセンター地区及び中央地区に概ね該当するエリアは、横浜市の副都心の一つに位置づけられています。^(注) このエリアでは、商業、業務、サービス、文化など、副都心にふさわしい高度な都市機能の集積を図ります。

□生活拠点（駅前センター）

港北ニュータウン開発計画において「駅前センター」として位置づけられた仲町台駅、中川駅、北山田駅（仮称）、葛が谷駅（仮称）の各駅及び川和町駅（仮称）、東山田駅（仮称）の周辺は、区民の身近な生活拠点として、地域に密着した、商業、サービスなどの機能の集積を図ります。

□工業系ゾーン

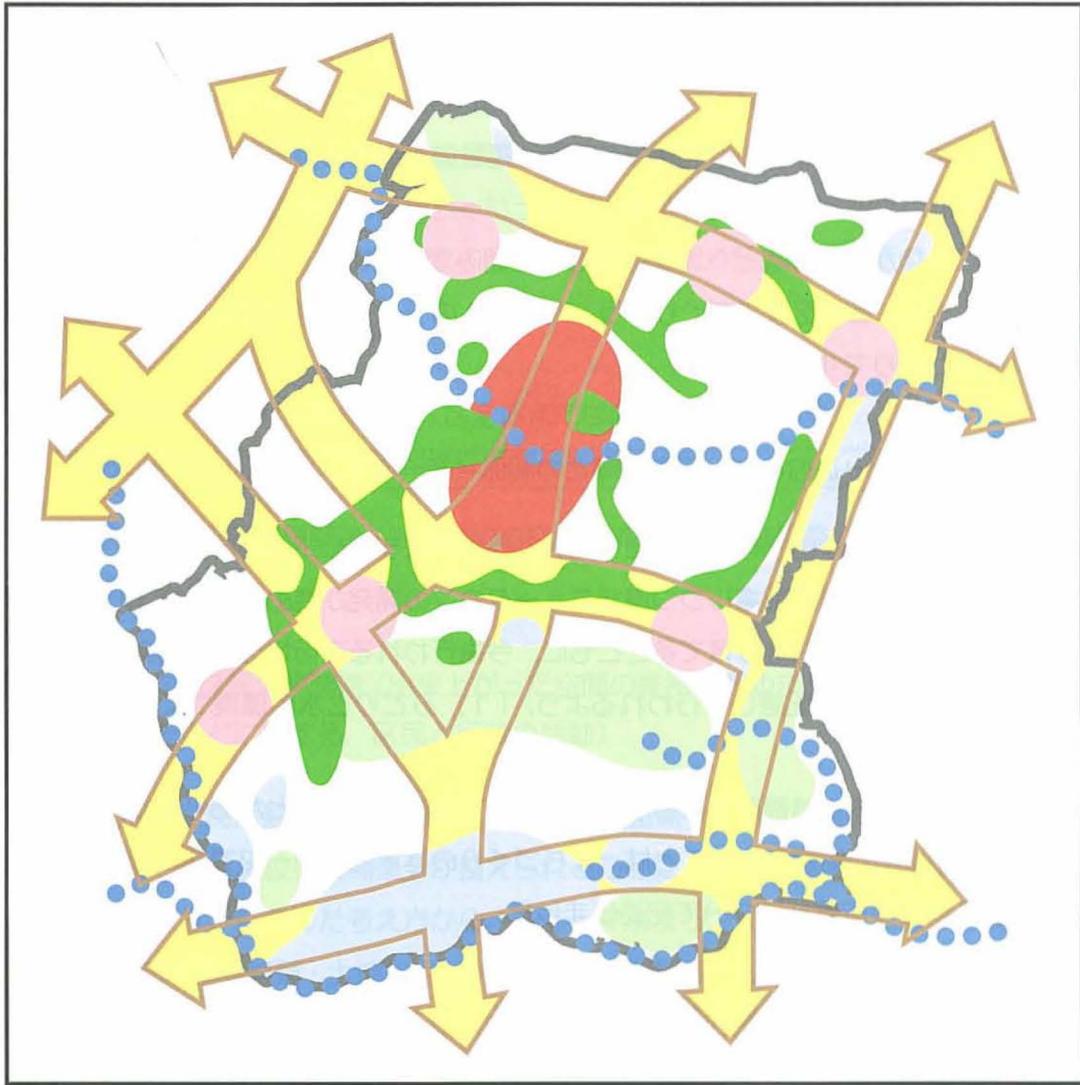
横浜市を代表する集積がある鶴見川沿岸の工業地は、工場や倉庫などの立地環境の維持向上を図ります。

□農業系ゾーン

農業専用地区（牛久保、新羽大熊、大熊、折本、東方、池辺、佐江戸宮原）の優良農地の保全に努めます。あわせて、みどりの環境資源としての農地や田園空間の機能に着目し、区民が農業や自然と親しめる場の整備・活用も含めた都市農業を推進します。

^(注) 横浜市の副都心には、この地区（港北ニュータウン・タウンセンター地区）のほか、鶴見、上大岡、戸塚、二俣川・鶴ヶ峰が位置づけられています。

都筑区将来都市構造図



みどりと水



- 公園・緑地
- 農業系ゾーン
- 河川

交通



- 主な交通軸

都筑区の拠点と産業系ゾーン



- 都市拠点 (副都心)
- 生活拠点 (駅前センター)
- 農業系ゾーン
- 工業系ゾーン

IV テーマ別まちづくりの方針

まちづくりには、道路など都市基盤施設の整備、福祉施設など公共公益施設の整備、緑や市街地の環境を守るための土地利用の規制・誘導、出来上がった街並みや施設の管理・運営、まちの活力の維持・増進につながる活動などへの総合的な取り組みが必要です。

その実現をめざし、都筑区まちづくりプランでは10のテーマを選びました。個々のテーマの着眼点は、以下のとおりです。

■市街地と、それを包み込む自然・田園空間との関係（テーマ1，2）

市街地の形成は、自然や田園の空間を切り開いて行われます。都筑区においては、これまでも自然・田園空間の保全・整備に配慮しつつ港北ニュータウンの開発が進められてきました。これらの自然環境や景観をこれからも守り育てるとともに、今後行われる市街地の環境整備も、残された自然・田園空間の保全に充分配慮して行われるよう、「1. みどりと水の環境づくり」を最初のテーマとします。

一方、自然のエネルギーは都市で暮らす人々にとって脅威となることがあります。大量降雨や地震などから人々の生命と財産を守ることは、まちづくりの基本的なテーマです。このため「2. 安全で安心できるまちづくり」について記述しました。

■多様な都市活動の共存と、活動の効率化（テーマ3，4）

都市では、生活、産業活動、レクリエーションなど、様々な都市活動が行われます。これらの活動の共存関係を築くため、「3. バランスの取れた土地利用の実現と都市機能の充実」をテーマとしてとりあげました。

一方、ヒトやモノの移動を効率的に行うことができれば、都市活力の増進がもたらされるだけでなく、人の営みが環境に与える不必要な負荷を減らすこともできます。このための「4. 交通体系の整備」について記述しています。

■区民によるまちづくりへの主体的な取り組みの育成（テーマ5～10）

まちづくりには終わりがありません。よりよいまちづくりには、施設や道路などの整備だけでなく、まちの維持・改善に向けた持続的な取り組みが大切です。そうした取り組みは、その地に住まう人、働く人、学ぶ人など、一人ひとりが地域に愛着をもち、自らが地域の担い手であることを自覚して、はじめて実現されるものです。

地域への愛着やまちづくりに主体的に参画する意欲が生まれる土壌を育むために、「5. 福祉の充実」「6. 子育て環境の充実」「7. 区民が交流する環境づくり」をめざします。

また、まちづくりに区民の力を結集するためには、「8. 情報通信の手段を生かすまちづくり」「9. 区民のまちづくりへの参加増進」が大切です。

区民がそこに住むことの誇りを強く感じれば感じるほど、まちづくりへの参画意欲は高まります。そこで、最後に、「10. 都筑らしい文化の醸成」をテーマとしてとりあげました。

次ページの一覧表は、この10のテーマの方針と具体的な取り組みを、以下のように分類してとりまとめたものです。

- | | | |
|--|---|-----------------|
| <input type="checkbox"/> 都市基盤整備・土地利用規制関連（区全体または広い範囲に影響する、骨格的あるいは面的な空間整備に関するもの） | } | 空間整備（ハード）の課題 |
| <input type="checkbox"/> 地区整備・公共施設整備関連（地区単位の空間整備や点的な施設整備に関するもの） | | |
| <input type="checkbox"/> 行政サービス・区民活動関連（出来上がった空間の維持管理やまちづくりの計画などに関する、区民と行政の活動） | } | まちの管理運営（ソフト）の課題 |

「行政サービス・区民活動関連」の活動は、「都市基盤整備・土地利用規制関連」のシステムに立脚して「地区整備・公益施設整備関連」が整えられることによって形成された都市空間の中で展開されることとなります。こうした考え方から、各テーマ別まちづくりの方針における具体的な取り組みの記述は、「都市基盤整備・土地利用規制関連」、「地区整備・公益施設整備関連」、「行政サービス・区民活動関連」の順に行います。

■「都筑区まちづくりプラン」のテーマ

まちづくりの目標		みどりと、こどもと、たいようと				
まちづくりの基本的視点		○ふるき都筑の良さを発見・継承しながら、新しい多機能複合都市を創造する			～温故創新 ～環境共生	
まちづくりの基本的視点		○水と緑に恵まれた都筑の自然環境と共生し、持続可能なまちづくりをめざす			～環境共生	
テーマ別 まちづくりの視点		1.みどりと水の環境づくり	2.安全で安心できるまちづくり	3.バランスの取れた土地利用の実現と都市機能の充実	4.交通体系の整備	5.福祉の充実
		‘自然環境と共生するまち’をめざして	‘災害に強く危険の少ないまち’をめざして	‘ゆとりと特色のある多機能複合のまち’をめざして	‘便利でバリアの少ないまち’をめざして	‘あたたかみのあるサポーターティブまち’をめざして
A. 空間整備（ハード）の課題	都市基盤整備 ・土地利用規制関連	・みどりのネットワークの整備 [1-A-1] ・樹林地・農地の保全と整備 [1-A-2]	・風水害に強いまちづくり [2-A-1] ・地震に強いまちづくり [2-A-2] ・火災に強いまちづくり [2-A-3]	・市街化区域の整備 [3-A-1] ・市街化調整区域の保全と整備 [3-A-2]	・鉄道の整備 [4-A-1] ・自動車専用道路の整備 [4-A-2] ・幹線道路の整備 [4-A-3] ・地区幹線道路の整備 [4-A-4]	
	地区整備・公共施設整備関連	・区の木植栽など緑化の推進 [1-A-3]		・副都心の形成 [3-A-3] ・業務・生産機能の強化 [3-A-4] ・農業生産基盤の保全強化 [3-A-5] ・生活利便施設など定住環境の充実 [3-A-6] ・レクリエーション環境の充実 [3-A-7]	・交通関連施設の整備 [4-A-5] ・生活道路などの整備 [4-A-6]	・まちのバリアフリー化の推進 [5-A-1] ・公的福祉拠点の整備と福祉・保健サービスの充実 [5-A-2]
B. まちの管理運営（ソフト）の課題	行政サービス・活動関連	・里山型公園の維持管理と活用 [1-B-1] ・公園の管理と利用のしやすさの充実 [1-B-2] ・親しみやすく生態系に配慮した水辺環境づくり [1-B-3] ・都市と農業の共存に向けた取り組み [1-B-4]	・誰もが心地よく暮らせるまちづくり [2-B-1] ・安心して暮らせるまちづくり [2-B-2]		・バス利便性の向上 [4-B-1] ・環境に優しく快適な交通環境づくりの検討 [4-B-2]	・車に乗らない人へ不便なく暮らせるまちづくり [5-B-1] ・区民同士の支え合い活動の促進 [5-B-2]

～ともに育み、^{りよくとえいちく}緑都永筑～

〇様々な立場の区民が、自ら主体的に参画・交流できるまちづくりを推進する ～^{さんかくこうりゅう}参画交流～

〇区民ひとり一人がふるさととして愛し、暮らし続けられるようなまちを育む ～^{しゃくいくせい}社区育成～

6.子育て環境の充実	7.区民が交流する環境づくり	8.情報通信の手段を生かすまちづくり	9.区民のまちづくりへの参加増進	10.都筑らしい文化の醸成
‘次世代をになう人材が育つまち’をめざして	‘市民の顔が見えるひとの輪があるまち’をめざして	‘地域情報が豊かなまち’をめざして	‘みんなが社会貢献するまち’をめざして	‘ずっと住み続けたい誇れるまち’をめざして
		・情報インフラの整備 [8-A-1]		
・子供達を安心して預けられる場の整備 [6-A-1] ・子供達が伸び伸びと遊べる場の整備 [6-A-2]		・情報収集のしやすいまちづくり [8-A-2] ・情報格差が生じないまちづくり [8-A-3]		・文化・スポーツの拠点づくりと既存施設の活用 [10-A-1]
・地域で取り組む子育て環境の整備 [6-B-1] ・子育てをするお父さん、お母さんの支援 [6-B-2] ・子供達の活動の場・発表の場の確保 [6-B-3]	・区民同士の相互理解を育む基礎づくり [7-B-1] ・年齢や職業を超えた交流プログラムの推進 [7-B-2] ・高齢者・障害者が社会参加しやすい環境づくり [7-B-3] ・女性が社会参加しやすい環境づくり [7-B-4] ・区外で働く区民が地域になじみやすい環境づくり [7-B-5] ・企業と地域の共存関係を深めるための取り組み [7-B-6] ・外国人との交流及び支援の推進 [7-B-7] ・区内外の交流を活発化させるためのシティセールス [7-B-8]	・区民が多様に情報交換できる場づくり [8-B-1] ・お隣から世界を結ぶネットワークづくりと情報の受発信 [8-B-2] ・福祉やビジネスへの応用・支援 [8-B-3]	・区民と行政が一体となったまちづくり [9-B-1] ・市民活動の推進・支援 [9-B-2] ・コミュニティビジネス創出の支援 [9-B-3] ・企業や事業所の地域貢献の推進・支援 [9-B-4]	・歴史と新しい文化が薫るまちづくりの推進 [10-B-1] ・環境と共生する地域づくりの推進 [10-B-2] ・美しい都市景観づくりの推進 [10-B-3]

1. みどりと水の環境づくり ～ ‘自然環境と共生するまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・都筑の自然環境及び景観は、鶴見川水系の複数の大きな川とそれに沿った平野、多摩丘陵と下末吉台地に連なる台地、小山と谷戸の折り重なった地形により、形成されています。
- ・農業が盛んな都筑では、農地や集落、雑木林などで構成される里山的景観も貴重な環境資源です。
- ・港北ニュータウンの建設に際し、雑木林を繋ぎあわせて整備されたグリーンマトリクスも、都筑の新たな環境資源です。
- ・みどりや水は、適切な保全・管理の措置を講じないと喪失したり価値が減っていく可能性があり、都筑でも、生物生息環境の悪化や、生態系の変化などの問題が発生しています。このため、都筑の財産としてのみどりや水の大切さを行政と区民がともに認識し、環境を守り育てるために手を携えていくことが求められます。

【基本方針】

- ・都筑の自然及び景観を形づくる樹林地や農地・河川の保全・整備・活用について、防災面を配慮しつつ、区民と行政が協力して取り組みます。
- ・人が自然のサイクルに合わせて手を入れながら保全してきた里山的景観を守り、未来に伝えます。
- ・公園や緑地、河川が区民に愛され利用されるよう、管理の適正化や新たな管理手法の導入などを進めます。
- ・人の目で見た綺麗さだけでなく、生物の生息環境に配慮したまちづくりを進めます。
- ・緑が映え、美しく潤いのある街の形成をめざし、公共施設、住宅地、事業所などの緑化を推進します。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

‘昔の都筑の風景’を現代に伝える里山的景観の保全と活用に重点的に取り組みます。

■みどりのネットワークの整備 [1-A-1]

- ・港北ニュータウン第一地区と第二地区の緑道の連携など、みどりや水、歴史を巡る歩行者・自転車ネットワークづくり
- ・レクリエーション空間、生活道としての緑道の整備・管理のあり方の検討
- ・緑道の植栽管理の長期計画づくり、管理への区民参加の促進

□樹林地・農地の保全と整備 [1-A-2]

- ・市街化調整区域などの良好な樹林地の保全・整備
- ・優良農地の保全
- ・事業所や集合住宅の敷地にある保存緑地の適正管理

□区の木植栽など緑化の推進 [1-A-3]

- ・区の木の普及と区の花の制定
- ・学校や道路など公共空間の緑化の推進
- ・民有地の緑化と緑地協定の締結促進
- ・かつて横浜に広く生育した樹木を植える「ふるさとの緑」事業への取り組み

■里山型公園の維持管理と活用 [1-B-1]

- ・人が手を入れながら守ってきた雑木林や竹林を守り育てていく区民活動の促進・支援
- ・環境を守り育てることを通じた楽しさ、輪の拡大

□公園の管理と利用のしやすさの充実 [1-B-2]

- ・公園の愛護活動に対する支援
- ・誰もが安全、安心して利用できる防犯性の高い空間づくり
- ・全ての人が緑に触れることのできるバリアフリーの空間づくり
- ・利用ニーズの変化に応じた公園の再整備
- ・福祉、生涯学習、文化振興などと連携した公園の多面的活用

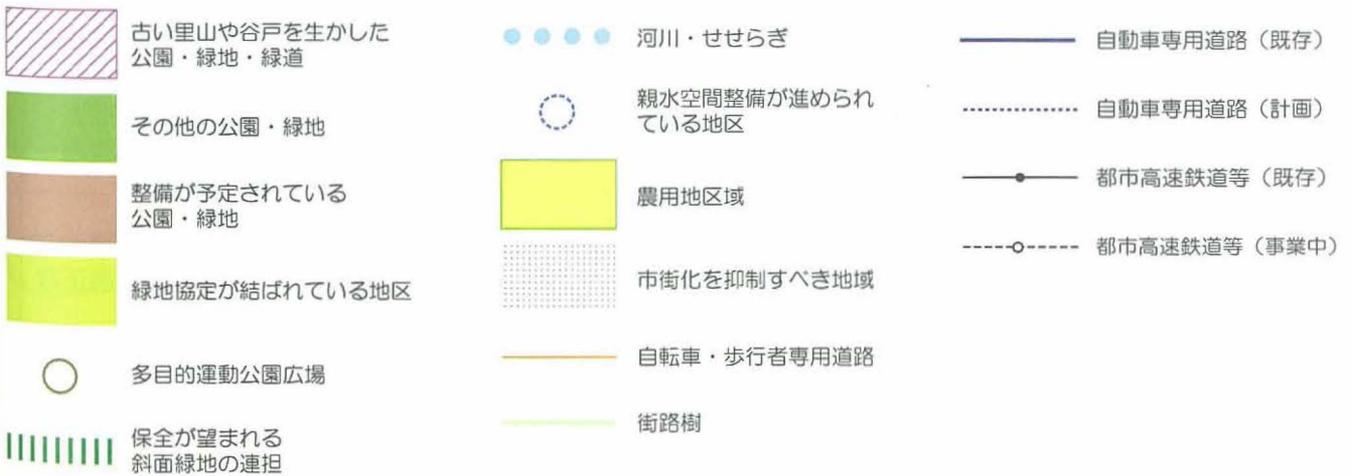
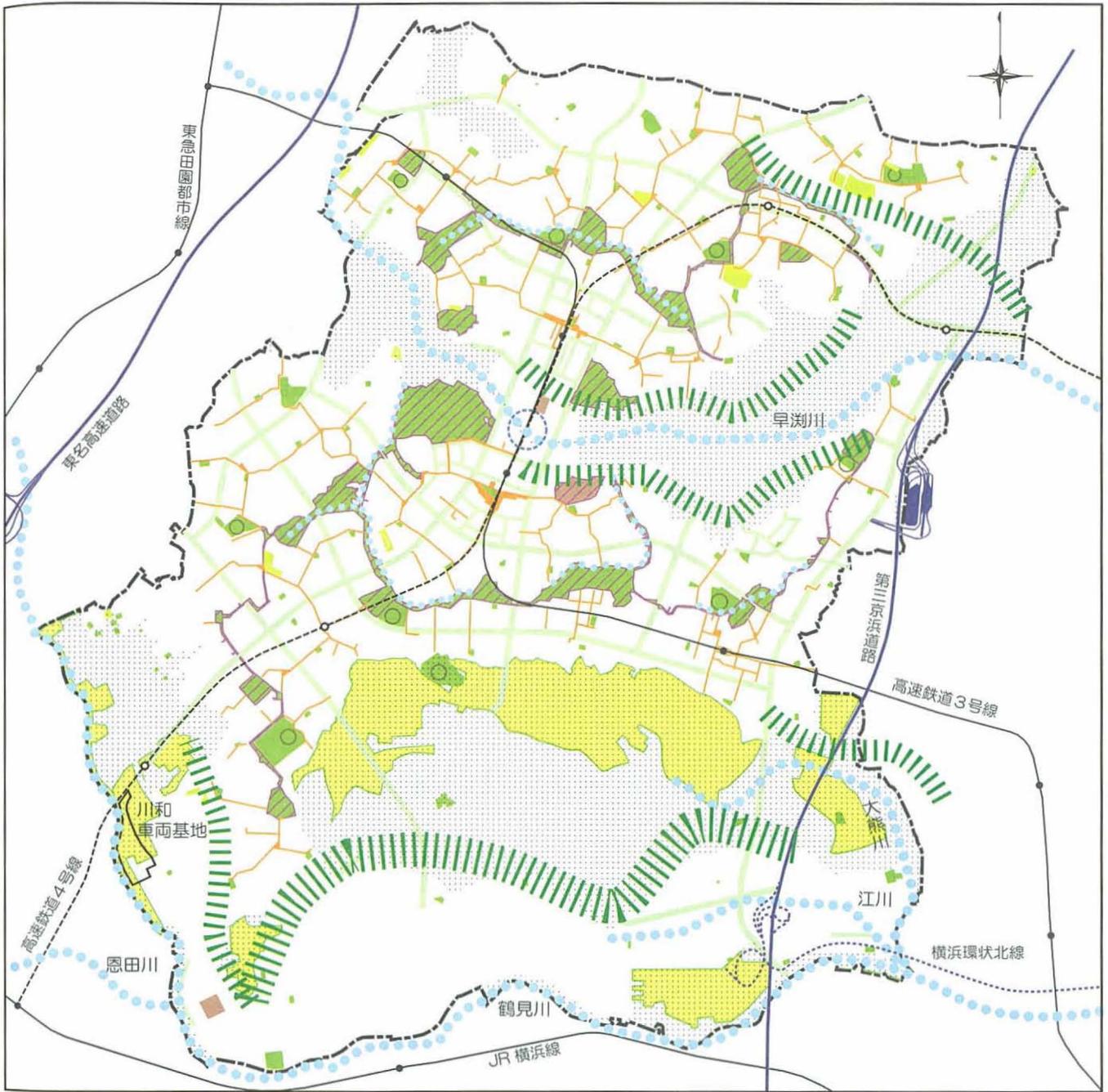
□親しみやすく生態系に配慮した水辺環境づくり [1-B-3]

- ・区民が河川を身近に感じ、河川環境を守るためのレクリエーション活動や河川空間の美化活動の推進・支援
- ・適正な下水処理による河川の水質浄化と処理水の有効利用
- ・地域の生態系を守る取り組み
- ・早湊川の親水空間の整備及び既存のせせらぎの維持管理

□都市と農業の共存に向けた取り組み [1-B-4]

- ・横浜市を代表する都市農業の振興
- ・区民が農に親しむ場づくり及び農家と区民の交流促進
- ・一定の技術を習得した区民による援農の仕組みづくり

みどりと水の環境づくりの方針図



2. 安全で安心できるまちづくり ～ ‘災害に強く危険の少ないまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・過去に幾度も水害を経験した鶴見川水系の河川流域には、未だ、冠水する恐れのある地域が残っています。
- ・区の南部には、幅員4m未満の狭あい道路が集まった地域があり、防災上課題を抱えています。
- ・区内には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている崖が存在します。
- ・港北ニュータウンでは、広幅員の道路での暴走行為や、緑道や公園の安全な利用を妨げるトラブルやバイクの乗り入れなどが発生し、対応が求められています。また、すい道や駅前広場の落書きなど、美しい市街地環境を阻害する行為が一部にみられます。
- ・農業専用地区の農地、造成済みの未建築宅地などの人目の無いところで、大型ゴミが不法に投棄されている場所があり、美観上のみならず、安全対策上問題となっています。

【基本方針】

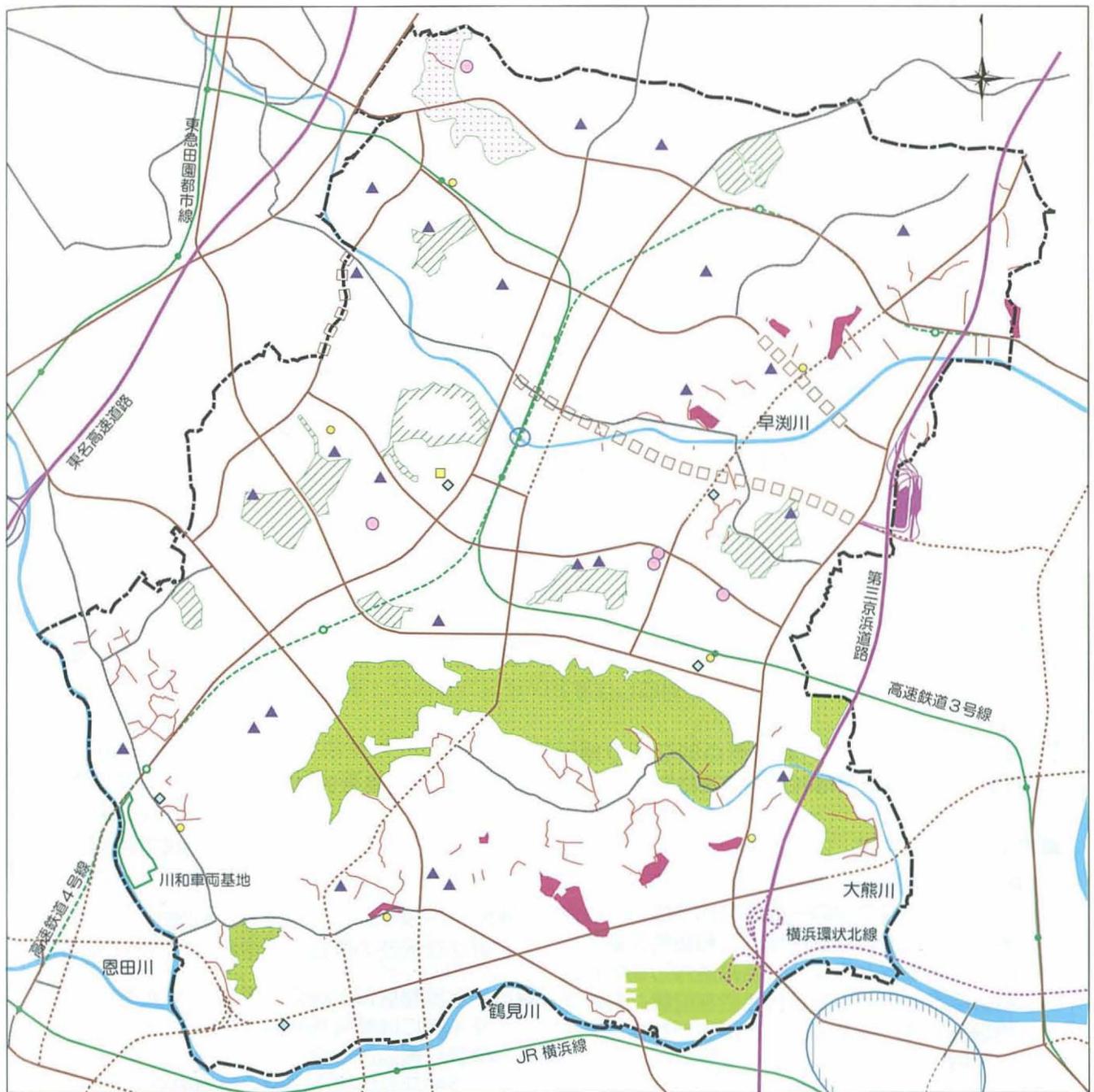
- ・区民の命と財産を守るため、災害への備えが十分行われ、災害発生時にも早期復旧できるまちづくりを推進します。
- ・火災が発生した場合も、延焼・類焼など被害の拡大を防ぐため、8分以内で消火に着手できる体制を確立します。
- ・区民の間に、都筑のまちなみや田園環境に愛着をもち美しく保つ意識や運動が広まるよう、啓発活動に努めます。
- ・犯罪行為やモラルに欠けた行為に対する監視体制を強化します。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

ひとたび発生すると甚大な被害を及ぼす恐れのある地震に対する備えと、心地よく安心な暮らしを守るためのモラル対策・防犯対策に重点的に取り組みます。

<p>□風水害に強いまちづくり [2-A-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修や、流域における雨水の調整池・浸透施設の設置について、関係機関や開発者との協議 ・市街地の冠水防止のため、下水道整備及び市街地の雨水浸透対策の推進 ・民間の住宅開発地に設置された調整池の保全対策 ・急傾斜地崩壊危険区域の安全対策の推進 	<p>□火災に強いまちづくり [2-A-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いの建物不燃化など火災に強い街の構造づくり ・狭あい道路の拡幅及び小型消防車の配備の検討
<p>■地震に強いまちづくり [2-A-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に安全に避難し初期対応ができる、地域防災拠点を中心とした防災体制の確立 ・緊急給水栓及び循環式地下貯水槽の整備 ・公共の建物の耐震性調査及び補強工事の実施 ・上下水道・電気・ガス・電話などの耐震性強化についての事業者と連携した取り組み ・施設管理者と連携した橋・線路・道路などの補強推進 ・震災時に避難空間や仮設住宅用地などとして活用する「防災協力農地」の拡大 ・災害弱者への施設開放など、区内事業所との防災上の協力関係の強化 	<p>■誰もが心地よく暮らせるまちづくり [2-B-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民と行政が一体となったパトロールや落書き除去の活動などへの取り組み ・公園・緑道へのバイクなどの乗り入れ防止対策の推進 ・農地などでのゴミ不法投棄防止対策の推進 ・美化の意識を高める多様な広報活動の展開 <p>■安心して暮らせるまちづくり [2-B-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会の協力による防犯灯の設置 ・公園・緑道の照明設置、街路樹などの適正な維持・管理 ・交通量が多い道路の騒音・振動対策充実に向けた関係機関への働きかけ

安全で安心できるまちづくりの方針図



3. バランスの取れた土地利用の実現と都市機能の充実 ～ ‘ゆとりと特色のある多機能複合のまち’ をめざして

(1) バランスの取れた土地利用の実現

【現状と課題】

- ・都筑区の土地利用は、港北ニュータウン区域、鶴見川沿いの工業地域、農業的土地利用主体の地域に大別でき、土地利用が混在した地域は比較的少ないといえます。
- ・高速鉄道4号線の建設など都市構造に影響を与える要因や社会経済環境の変化などに対しては、そのインパクトを的確に受け止め、適切な土地利用を検討していく必要があります。
- ・経済環境の変化により、港北ニュータウン内では更地期間の長期化や事業用地へのマンションの立地など、計画通りに土地利用が進まないところも出てきています。また、鶴見川沿岸では工場跡地のマンション化が、市街化調整区域では農地から駐車場や資材置き場への転用が見られます。これらが土地利用の混乱要因となり、土地利用計画に基づいて配置された公共公益施設に負荷を与えないよう、予防策を含めて対応を検討することが必要です。

【基本方針】

- ・都市における快適な生活を保全するとともに、活動が効率よく機能的に行われるよう、農業的土地利用及び都市的土地利用（商業、住宅、工業）のそれぞれをバランスよく配置します。
- ・都市構造や社会経済環境の変化に伴う土地利用転換の動きに対しては、様々な手法によって良好な環境の維持あるいは創出に努めます。また、計画と実態の乖離に対しては、土地所有者など関係者の協力を得ながら、適切に対応します。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

バランスのとれた土地利用の実現に向け、規制・誘導の取り組みを総合的に展開します。

■市街化区域の整備 [3-A-1]

(住居系市街地の整備)

- ・港北ニュータウンの一般住宅地では、低層住宅を中心に良好な居住環境と利便性を備えた住宅地の形成と保全。公園緑道周辺を中心に周辺環境と調和した集合住宅を配置。幹線道路沿道では、商業・業務と住宅が共存した土地利用

(商業・業務系市街地の整備)

- ・タウンセンター、駅前センター^(注1)、近隣センター^(注2)などでは、それぞれの位置づけに応じて、商業、業務、サービス、文化などを中心とした土地利用
- ・港北ニュータウンの公園緑地周辺に企業の研究所、研修所などを周辺環境と調和を図りながら配置。用途転換の防止への取り組み

(工業系市街地の整備)

- ・第三京浜港北インター周辺及び鶴見川沿いの工業地は、都市基盤施設の整備と合わせて、良好な工業地として保全・育成。用途転換の動きには、住居との混在化を極力抑制

- ・港北ニュータウン内の準工業地域では、周辺環境との調和を図る取り組み

(港北ニュータウン内の未利用地の適正管理)

- ・適切な管理の要請。暫定利用についての協議

■市街化調整区域の保全と整備 [3-A-2]

- ・基本的には開発を抑制
- ・優良な農地は保全
- ・骨格的な都市基盤施設の整備の際には、周辺土地利用の計画的保全・誘導を行い、無秩序な市街化を防止
- ・新駅周辺などで計画的なまちづくり（土地区画整理事業等）を誘導し、必要な範囲で市街化区域への編入を検討
- ・福祉施設や墓地などの衛生施設の建設時には、周辺都市基盤施設との整合及び周辺住民との合意形成を指導
- ・農地の転用が目立つ地域での、土地所有者の合意に基づく土地利用のルール化の検討
- ・狭あい道路の整備促進

(注1) 「駅前センター」：中川駅、仲町台駅、北山田駅（仮称）、葛が谷駅（仮称）を中心とした駅勢圏を対象にしたセンター。

(注2) 「近隣センター」：日常生活の利便性を確保するための地域密着型のセンター。東山田、牛久保、荏田、新吉田、茅ヶ崎、佐江戸の6ヶ所が位置づけられている。

(2) 都市機能の充実

【現状と課題】

- ・市の副都心であるタウンセンター地区と中央地区では、一体性を高めて商業、業務、サービスなど広域的な機能の強化が求められています。また、港北ニュータウン全体として、「多機能複合都市」の実現をめざす必要があります。
- ・工業は、鶴見川沿いに電機、一般機械、食品を中心とした集積があります。その保全・育成を図るとともに、港北ニュータウンとの連携を図り、まちづくりの中に生かしていくことが望まれます。
- ・商業は、広域集客型の施設や郊外型ロードサイド店の集積が進む一方で、古くからの商店街や近隣センターで、活力低下が目立つようになっています。
- ・都筑は市内でも農業が盛んな地域ですが、農業従事者の高齢化や後継者の問題が経営面にも影響を及ぼしていると思われます。

【基本方針】

- ・前節の土地利用方針に基づき、住宅、商業・業務、工業、農業それぞれの地区の機能を維持、増進します。
- ・タウンセンター地区および中央地区において、副都心にふさわしい広域・高次の都市機能の集積を促進します。また、港北ニュータウン全体として、複合的な機能の共存と、一定の昼間人口の確保を図ります。
- ・住宅、商業、工業、農業などの機能集積や活動が市の中で重要な役割を担っている現状をふまえ、今後とも諸機能の維持・増進・交流などに努めます。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

都市機能の一層の多様化、高度化をめざし、副都心機能およびレクリエーション機能の充実に重点的に取り組みます。

■副都心の形成 [3-A-3]

- ・南北タウンセンターの一体性・回遊性の強化と適切な規制・誘導による、広域的な商業・業務、サービス、文化などの機能集積の促進
- ・公共空間を活用した人が集い憩う空間づくりとその利用によるイベント機能の創出
- ・テーマに基づく機能の特色づけと空間の魅力アップの検討

□業務・生産機能の強化 [3-A-4]

- ・港北ニュータウンへの業務機能の誘致、立地継続に適した環境整備。用途転換の防止
- ・鶴見川沿い工業地での都市基盤施設の整備による立地環境の向上

□農業生産基盤の保全強化 [3-A-5]

- ・農業経営環境の変化にも対応し得る、都筑の都市農業推進への取り組み
- ・農家と区民のパートナーシップによる農地保全策の検討
- ・一般白地農地の利用転換に対する適切なコントロール及び不作付農地の利用促進

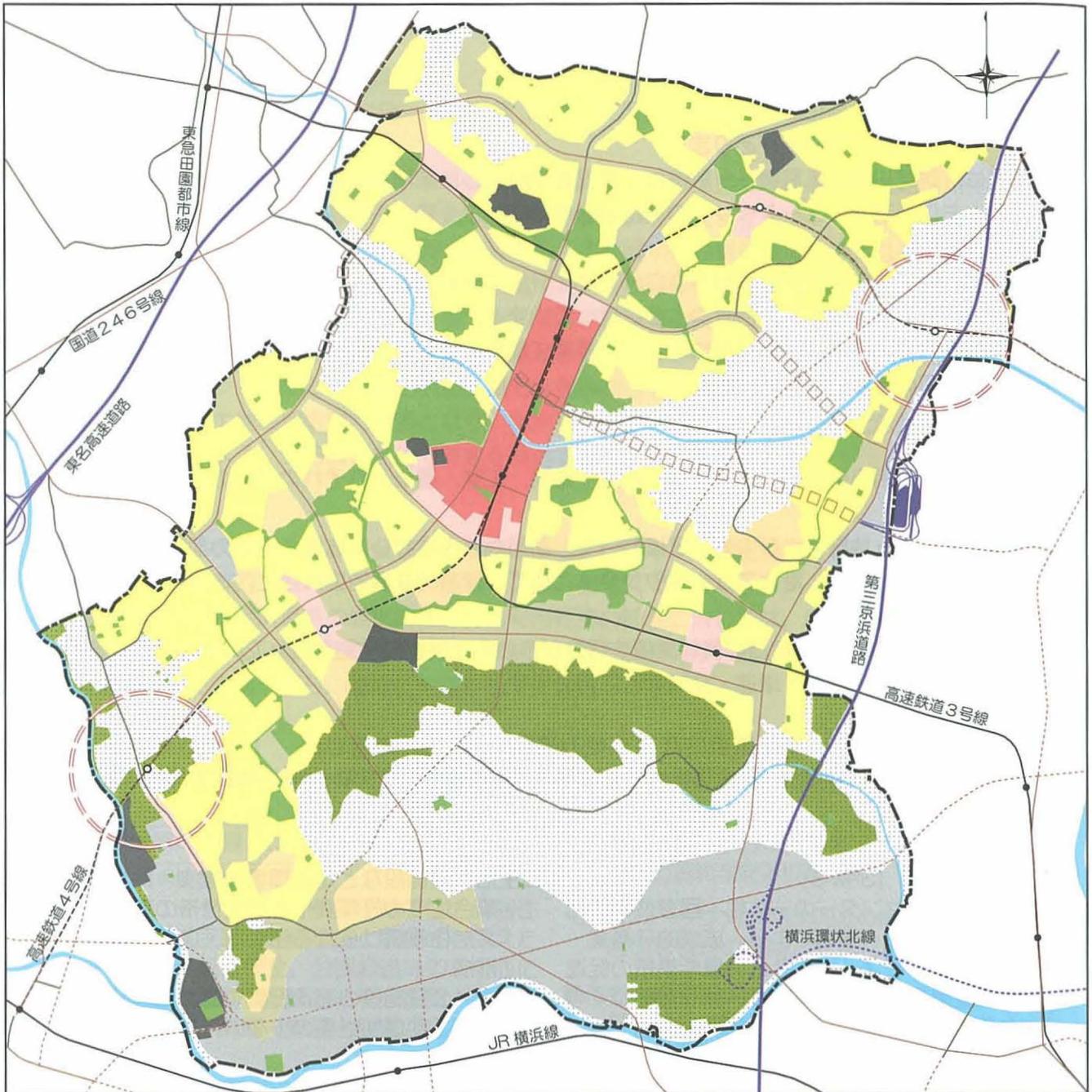
□生活利便施設など定住環境の充実 [3-A-6]

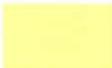
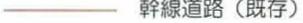
- ・集合住宅の経年変化や居住世帯の高齢化に備えた住み続けられる住宅地・住環境の維持・形成
- ・公共公益施設の適正配置や情報化の促進などによる地域間格差の少ない行政サービスの実現
- ・身近な商店街の活力の増進
- ・駅前センターでは、地区ごとの特色づけを行い、駅勢圏を対象に商業機能を集積
- ・近隣センターでは、小店舗など身近な商業機能の誘導と、その時々での社会的ニーズに合ったサービス機能の誘導を検討
- ・新駅周辺では、日常的な生活利便機能の充実

■レクリエーション環境の充実 [3-A-7]

- ・みどりや水、歴史、文化、スポーツなどの資源の活用
- ・恵みの里候補地（中川地区）の整備検討

土地利用の方針図



- | | | | | | |
|---|----------------------------------|---|-------------------|---|--------------|
|  | 戸建て低層住宅を中心的な土地利用とする地域 |  | 大規模施設地区 |  | 幹線道路（既存） |
|  | 中高層集合住宅（団地、マンション等）を中心的な土地利用とする地域 |  | 市街化を抑制すべき地域 |  | 幹線道路（整備予定） |
|  | 住宅及び店舗、研究所等を中心的な土地利用とする地域 |  | 公園、緑地等のレクリエーション地 |  | 幹線道路（構想） |
|  | 商業・業務機能と、住宅等とが複合、共存する地域 |  | 新駅周辺のまちづくりを検討する地区 |  | 地区幹線道路（既存） |
|  | 商業・業務機能を中心的な土地利用とする地域 |  | 自動車専用道路（既存） |  | 都市高速鉄道等（既存） |
|  | 工場・倉庫等を中心とし、住宅、商店等が共存する地域 |  | 自動車専用道路（計画） | | 都市高速鉄道等（事業中） |
|  | 農用地区域 | | | | |

0 500 1,000 2,000 3,000m

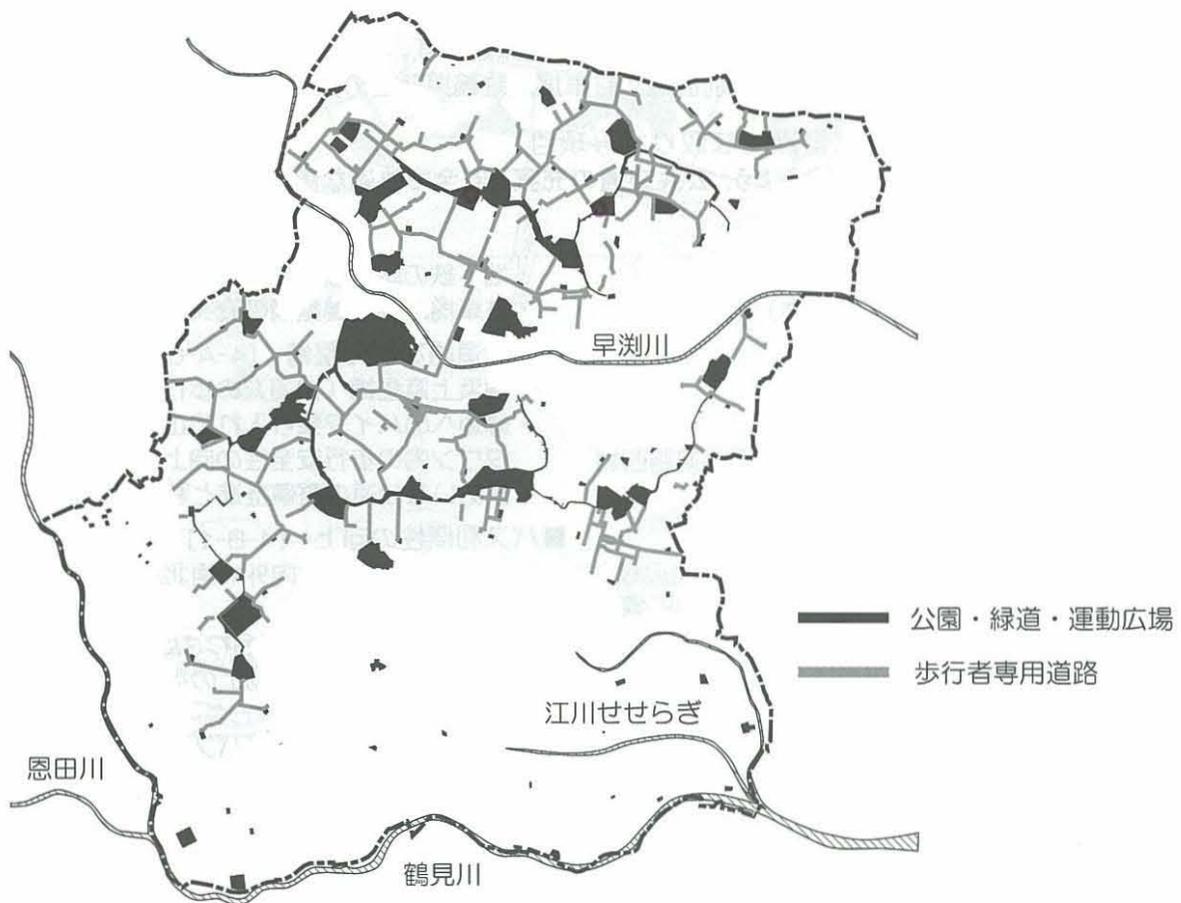
○都筑区まちづくりのキーワード1

グリーンマトリックス

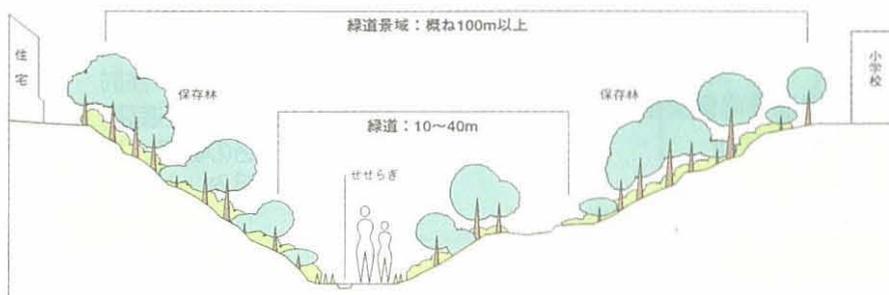
港北ニュータウンでは、「緑の環境を最大限に保全し、ふるさとをしのばせるまちづくり」を基本指針に、昭和40年代から先進的なまちづくりを進めてきました。その基本となる計画が、現況の緑の保全を図ると同時に、公共が保有する緑と民間が保有する緑を積極的に融合させた「グリーンマトリックスシステム」です。

グリーンマトリックスシステムとは、公園や集合住宅の緑地、建築物、樹林地、歴史的遺産などを緑道や歩行者専用道路を介して結合したものです。様々な空間が結合されることで、道路は単なる移動空間から、様々な活動が行われる多様な関係性がうまれる空間に変化します。

また、港北ニュータウン区域外でも、「江川せせらぎ」の整備や住民による管理・保全が行われるなど、その理念が広がっています。



●グリーン・マトリックス・システムの概念



4. 交通体系の整備 ～ ‘便利でバリアの少ないまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・都筑区は、横浜市の都心、新横浜都心を結んで伸びる業務核都市軸（放射軸）と、副都心相互を結ぶ環状軸が交差する位置にあります。放射軸に比べ整備が進んでいない環状軸の形成が課題です。
- ・都筑区は都市計画道路の整備の進捗により、市内では道路交通便利性が高い区ですが、今後は、タウンセンターをはさんだ東西方向の軸線と、港北ニュータウン西部での南北軸線の強化が課題です。
- ・区内には、駅まで15分で到達できない地域が、南部と北東部に存在します。
- ・自家用車に依存した生活形態が広まった結果、タウンセンター地区を中心に駐車場への入庫待ち車両や違法路上駐車が発生しています。
- ・今ある課題の解決だけでなく、高齢化社会への移行や地球環境問題への対応など、将来を展望した交通体系のあり方の検討が求められています。

【基本方針】

- ・高齢化社会への対応、地球環境問題への対応などの観点をふまえて、交通施策の充実を図ります。
- ・横浜市の都心や副都心への交通便利性を高めます。このため、自宅から最寄駅まで15分で到達できるとともに、区の中心のタウンセンターを訪れやすい交通体系をつくります。
- ・港北ニュータウン内外で、計画中あるいは事業中の道路整備を促進します。また、港北ニュータウン外の住宅地では、生活道路の整備水準向上を図ります。こうした道路網の整備と合わせ、歩行者及び自転車利用者のための安全な通行空間を確保します。
- ・鉄道や道路などの整備にあわせ、駅前広場や駐車場、駐輪場などの交通関連施設の整備を進めます。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

自動車に頼らなくても生活できるよう、公共交通の充実と安全で快適な歩行ルートの確保に重点的に取り組みます。

■鉄道の整備 [4-A-1]

- ・高速鉄道4号線（中山～日吉間）の整備促進
- ・高速鉄道3号線の延伸

□自動車専用道路の整備 [4-A-2]

- ・横浜環状北線の整備促進
- ・東名高速との接続区間を含む横浜環状道路西側区間の検討

□幹線道路の整備 [4-A-3]

- ・丸子中山茅ヶ崎線、中山北山田線、羽沢池辺線、鴨居上飯田線、川崎町田線、佐江戸北山田線の整備推進
- ・第三京浜道路都筑インターチェンジとタウンセンターとのアクセス性を高める新吉田中川線（仮称）の整備
- ・荏田中川線（仮称）、新吉田牛久保線（仮称）の整備の検討

□地区幹線道路の整備 [4-A-4]

- ・「最寄駅まで15分の交通体系」の実現をめざし、住宅地と最寄駅や幹線道路を結ぶ道路の整備促進
- ・東山田駅（仮称）のまちづくりにあわせた地区幹線道路の整備の検討
- ・市境道路の整備（稲荷橋の拡幅）について川崎市との協議
- ・星谷交差点から長福寺南側交差点間の市道茅ヶ崎321号線の整備の検討

□交通関連施設の整備 [4-A-5]

- ・高速鉄道4号線新駅への交通広場整備

- ・地下鉄の駅舎のバリアフリー化

- ・駐車場、駐輪場整備の充実

■生活道路などの整備 [4-A-6]

- ・横浜上麻生線（旧道）の歩行者空間の確保
- ・緑道へのバイク乗り入れ防止など、港北ニュータウン内の歩行安全性の向上
- ・狭あいな公道の整備推進と私道の拡幅整備助成

■バス利便性の向上 [4-B-1]

- ・港北ニュータウン内外や南北方向への路線の強化の検討
- ・高速鉄道4号線整備に合わせたバス網の再編検討
- ・バス停留所の利便性向上のための検討と関係者との調整
- ・小型バス、ダイヤモンドバスの導入可能性の検討
- ・ノンステップバスの導入や、それに伴う道路・停留所の整備など、バリアフリーに向けた取り組み

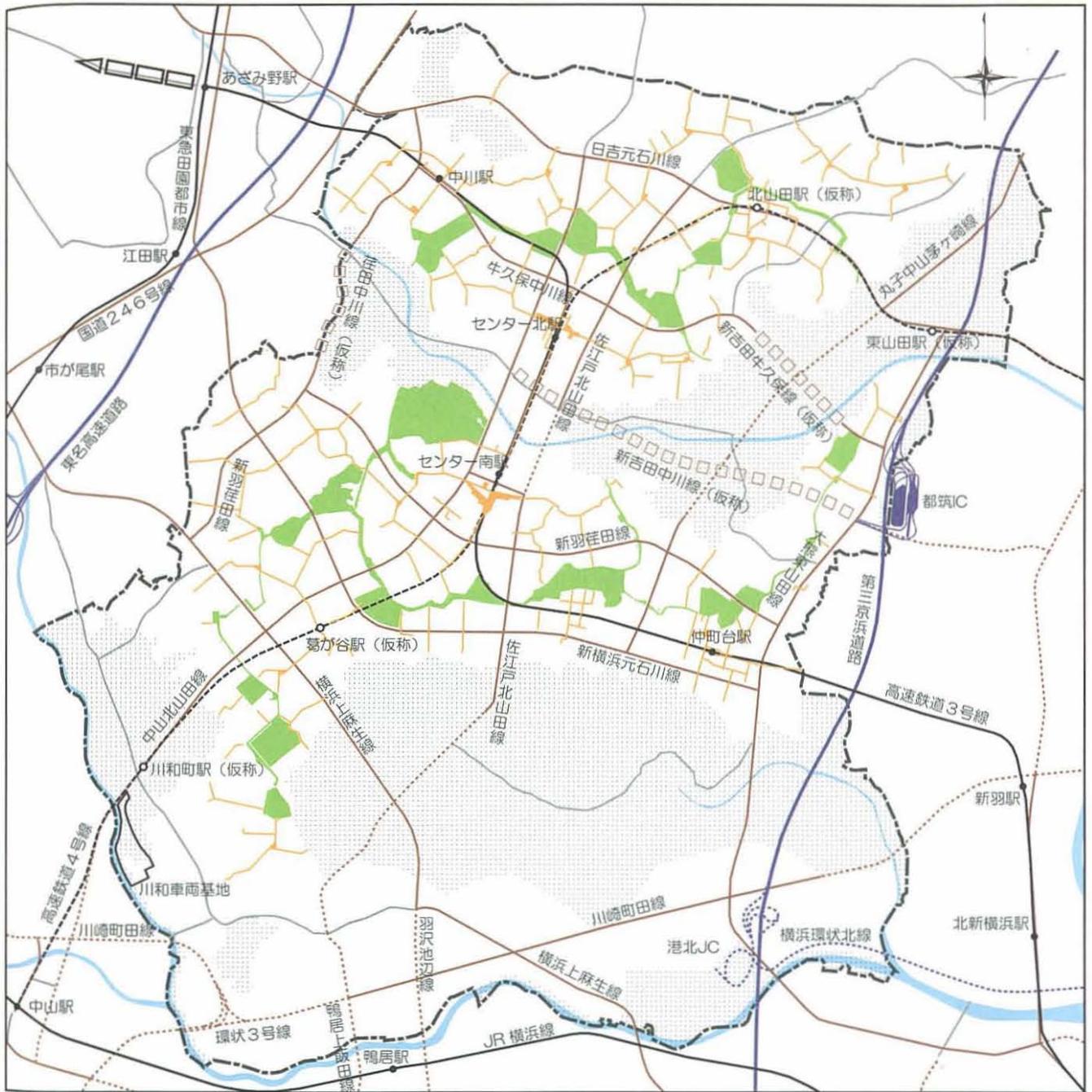
□環境に優しく快適な交通環境づくりの検討

[4-B-2]

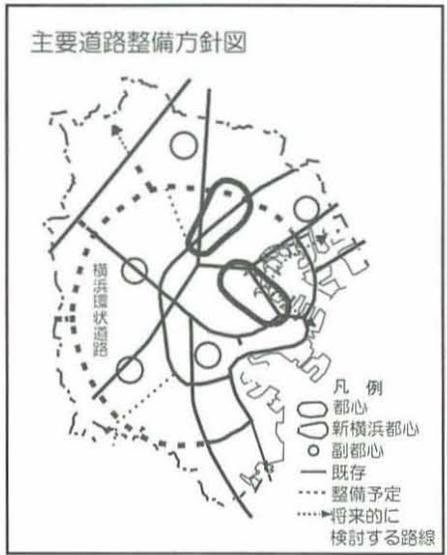
- ・カーシェアリング^(注)など、地球環境に優しい新しい交通システムの導入に向けた、長期的な視点に立った検討
- ・区内を巡る快適な自転車・歩行者のみちのルート設定についての検討
- ・公共交通の利用促進などに関する啓発活動の展開
- ・主要な道路の騒音、振動、排ガスなど環境対策への取り組み

(注) カーシェアリングは、個人で自動車を保有せず、共同で所有して利用するシステムです。近隣住民の共同所有や会員制のレンタカーなど運営形態は様々ですが、個人にとっては自動車の保有コストを軽減できるメリットがあります。また、必要のない車の利用が減ることで、大気への負荷の軽減などに効果があると言われています。

交通体系の整備方針図



- | | | | |
|--|--------------|--|---------------|
| | 自動車専用道路 (既存) | | 都市高速鉄道等 (既存) |
| | 自動車専用道路 (計画) | | 都市高速鉄道等 (事業中) |
| | 幹線道路 (既存) | | 都市高速鉄道等 (構想) |
| | 幹線道路 (整備予定) | | 市街化を抑制すべき地域 |
| | 幹線道路 (構想) | | |
| | 地区幹線道路 (既存) | | |
| | 自転車・歩行者専用道路 | | |
| | 緑道 | | |



0 500 1,000 2,000 3,000m

5. 福祉の充実 ～ ‘あたたかみのあるサポータティブなまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・現在の都筑区は高齢化率が低い区ですが、急速な少子高齢化の進展が、都筑区の人口構造にも影響を与え、将来的には高齢者の割合が現在よりも高い街になっていくことが予想されます。また、息子や娘に呼び寄せられて港北ニュータウンに住むことになった高齢者の中には、なじみのない町での暮らしに戸惑っている人がいるといわれます。
- ・港北ニュータウンでは、個々の施設面でバリアフリーに向けた整備が行われてきています。
- ・区内の移動手段について、道路網が充実している一方で、バスなどの公共交通の充実など自家用車を利用しない人への配慮が課題となっています。
- ・一部の地域で福祉施設が不足しており、また、介護保険に対応した公共・民間の福祉サービスの充実が求められています。
- ・居住歴の浅い区民が多いため、区民同士での助け合いの基礎となる地域コミュニティが形成途上にあります。

【基本方針】

- ・誰もが移動や施設利用に不便を感じず、活動的に生活できるよう、ソフト・ハード一体となった福祉のまちづくり（バリアフリーのまちづくり）を進めます。
- ・高齢者・障害者など誰もが地域の活動に参加し、生きがいを持って暮らせるような環境づくりを進めます。
- ・公共施設・公的制度の充実を基盤として、福祉・保健サービスの拡充を図ります。
- ・転入者の多い地域で、誰もがお互いに心地よく生活できるよう、区民同士の交流や支え合いの活動育成に取り組みます。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

年をとっても安心して暮らせるような、福祉施設とサービスの充実に重点的に取り組みます。

□まちなりのバリアフリー化の推進 [5-A-1]

- ・横浜市福祉のまちづくり条例に基づいた都市施設^(注)のバリアフリー化の推進
- ・高齢者・障害者など誰もが住まい続けられるような住宅のバリアフリー化及び住み替えの支援の検討
- ・高齢者、障害者、子ども、子育て中の区民、外国人など様々な人の意見を踏まえたバリアフリー化への取り組み

■公的福祉拠点の整備と福祉・保健サービスの充実 [5-A-2]

- ・新しい地域ケア推進活動計画の策定と推進
- ・地域ケアプラザの計画的な配置など介護サービスを提供する福祉施設の整備
- ・地域における自主的な福祉・保健活動などへの支援を目的とした福祉保健活動拠点の整備
- ・福祉活動を行う住民組織や民間非営利組織の支援・育成
- ・保健や福祉の関係機関が連携した総合的なサービス・情報の提供
- ・福祉関係の施設を孤立させない立地や他施設との複合化の検討
- ・一人ひとりの人権を守る支援体制の充実

□車に乗らない人も不便なく暮らせるまちづくり [5-B-1]

- ・公共交通機関の充実、小型バスの導入や送迎サービス拡充を検討
- ・身近な商店街の活性化、地域の商業者による顧客密着型サービス展開、安全に買い物できる環境づくり

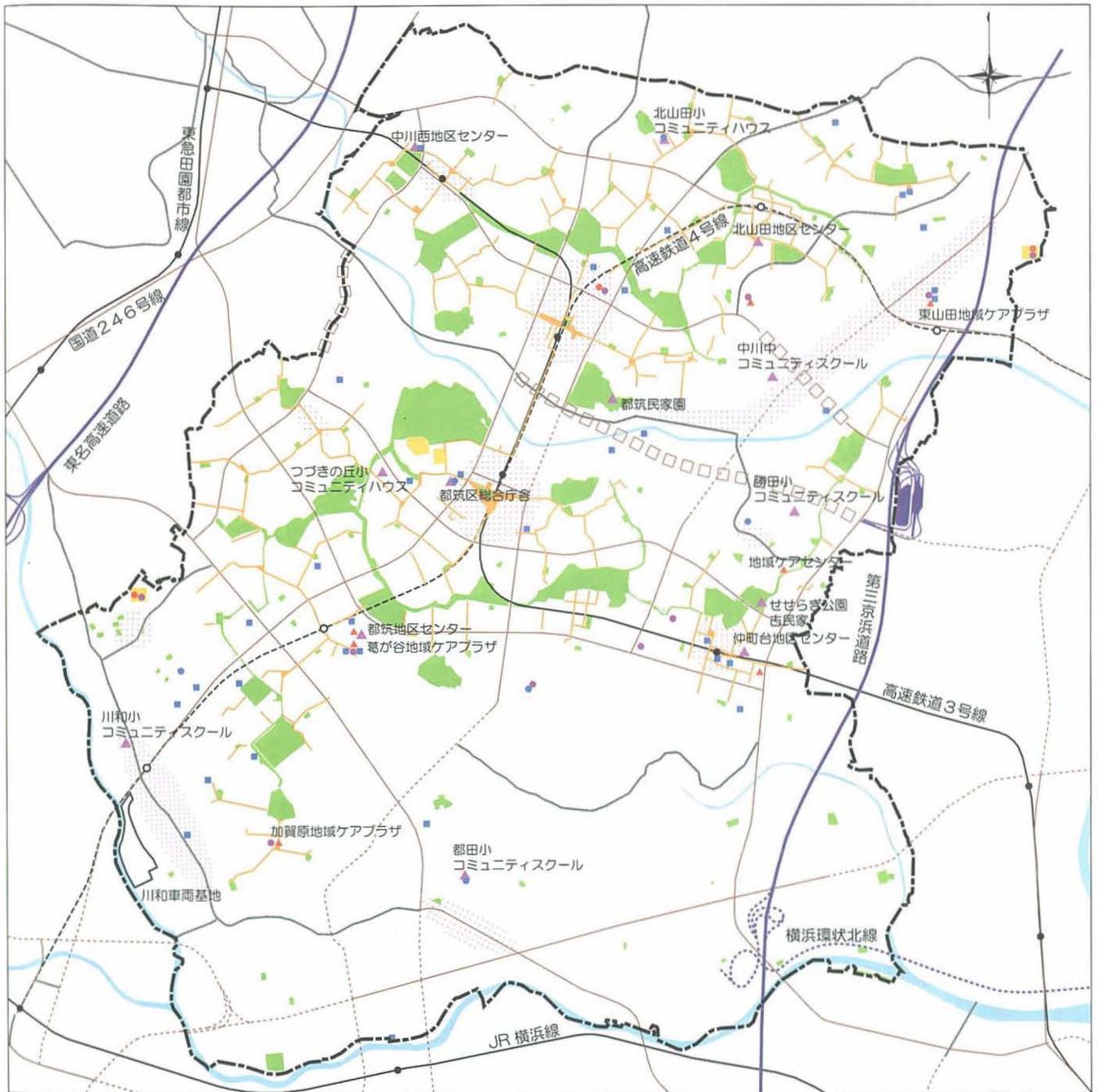
□区民同士の支え合い活動の促進 [5-B-2]

- ・支え合い連絡会の区内全地域への展開
- ・気軽に立ち寄ることができるサロンの施設の設定による、居住歴の短い区民の地域社会への参加、友達づくりの応援
- ・人々の交流、支え合いを育むための、公園・道路などの美化活動への世代を超えた区民の参加の促進
- ・地域での催物やサークルなど情報の積極的な発信による地域への参加の促進
- ・小中学生の老人ホームなどでの体験授業の支援
- ・障害者や高齢者が感じるまちなりの不便さを理解するための体験学習機会の拡充・支え合い活動の推進
- ・利用する人の立場に立った温かみのある福祉サービスの提供

(注) 横浜市福祉のまちづくり条例における「都市施設」とは以下のものをいいます。

病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、鉄道の駅、共同住宅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設で規則で定めるもの

福祉の方針図



- | | | | | | |
|---|----------------------------|---|-------------|---|--------------|
|  | 公園・緑地 |  | 指定居宅介護支援事業者 |  | 幹線道路（既存） |
|  | 河川 |  | 訪問看護ステーション |  | 幹線道路（整備予定） |
|  | 都筑区総合庁舎、地区センター・コミュニティスクール等 |  | 商店街 |  | 幹線道路（構想） |
|  | 病院 |  | 自転車・歩行者専用道路 |  | 地区幹線道路（既存） |
|  | 障害者施設 |  | 自動車専用道路（既存） |  | 都市高速鉄道等（既存） |
|  | 機能訓練施設 |  | 自動車専用道路（計画） |  | 都市高速鉄道等（事業中） |
|  | 高齢者関係施設
（地域ケアプラザ等） | | | | |

0 500 1,000 2,000 3,000m

6. 子育て環境の充実 ～ ‘次世代をになう人材が育つまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・都筑区民の平均年齢は約 35 歳で、市内で最も若い区です。そして、港北ニュータウンがあることから、平成 6 年の区の誕生以来、毎年平均 7 千人規模の人口増加が続いています。
- ・世代が若い都筑区には、子どもがたくさんいます。幼児、児童、生徒など、子ども達を年齢に分けてみた時、各年齢に応じた子育て環境としては、まだ不十分さが指摘されるものがあります。
- ・新規転入世帯が多い結果、古くからこの地に住んでいる区民と新しく住み始めた区民、あるいは新しく住み始めた区民同士の交流の不足など、地域における人間関係の希薄さが、お母さん達の孤独な子育てを助長している可能性があります。

【基本方針】

- ・子どもを持つ女性達が社会から孤立しない環境づくりに努めます。
- ・働く意欲を持つお母さん、お父さん達が安心して子ども達を預けられる環境づくり、子ども達が心身共にいきいきと学び、遊べる環境づくりを進めます。
- ・子ども達と地域の人々との接触機会を拡大し、次世代の担い手となる子ども達を地域全体で育てていく環境づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

子ども達を育てやすい環境づくり、温かく育て上げていく地域づくりに重点的に取り組みます。

■子ども達を安心して預けられる場の整備

〔6-A-1〕

- ・保育所、横浜保育室の整備、及び幼稚園の誘致
- ・幼稚園預かり保育の推進
- ・児童・生徒数の増加に合わせた小中学校の整備
- ・公共施設や商業施設におけるベビーシートやベビーキープ^(注)などの設置の推進
- ・空き店舗などを活用した一時託児施設や放課後児童クラブの立ち上げ支援

□子ども達が伸び伸びと遊べる場の整備〔6-A-2〕

- ・地区センターやスポーツセンターの建設
- ・公園や緑道などについて、安全で利用しやすい施設を目指した整備
- ・農地や公園を利用した自然体験への支援
- ・はまっ子ふれあいスクールの充実や学校開放の推進
- ・保育所園庭の休日開放の検討
- ・子どもの目でみた遊び場づくりや施設改善の検討

■地域で取り組む子育て環境の整備〔6-B-1〕

- ・地域の人々の知識や経験を教育現場に生かせるような仕組みづくり
- ・豊かな農地を利用した農業体験の充実
- ・幼児期から土と触れ合う機会の創設

■子育てをするお父さん、お母さんの支援〔6-B-2〕

- ・子育てに関する情報の交換や子育てサークル活動の支援
- ・保育所で平日に実施されている育児相談の休日実施の検討
- ・親子が一緒に参加するイベントなどの開催
- ・子どもを持つ親同士や子育ての先輩の高齢者と若いお父さん、お母さんの交流する機会づくりの推進

■子ども達の活動の場・発表の場の確保〔6-B-3〕

- ・児童・生徒・学生の地域行事への参加の拡大による地域との交流促進、活動の成果を地域で発表できる場の確保

(注) 「ベビーシート」：折畳式のオムツ交換用台座

「ベビーキープ」：トイレの個別ブース内に設置する幼児保持器具

子育て環境の方針図



- | | | | | | |
|---|------------------------------------|---|-------------------------|---|--------------|
|  | 公園・緑地 |  | 自転車・歩行者専用道路 |  | 地区幹線道路（既存） |
|  | 多目的運動公園広場 |  | 自動車専用道路（既存） |  | 都市高速鉄道等（既存） |
|  | 河川 |  | 自動車専用道路（計画）
（関連街路含む） |  | 都市高速鉄道等（事業中） |
|  | 農用地区域 |  | 幹線道路（既存） |  | 幹線道路（整備予定） |
|  | 都筑区総合庁舎、地区
センター・コミュニティ
スクール等 |  | 幹線道路（構想） | | |
|  | 保育所・保育室 | | | | |
|  | プール・スポーツ会館 | | | | |

0 500 1,000 2,000 3,000m

7. 区民が交流する環境づくり

～ ‘市民の顔が見えるひとの輪があるまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・港北ニュータウンを中心に毎年多くの人が入居してくる都筑区では、新たに移り住んできた人たちと以前からこの地に住んでいる人たちとの相互理解や交流の促進が課題となっています。また、それと密接に関係して、子どもからお年寄りまで世代を超えた人と人の出会いの機会が少ないこと、新しく移り住んだ人が地域のことを知る機会が少ないことも課題です。
- ・区内に立地する事業所からは、地域における存在が薄れがちで、自分達の要望も行政に届きづらい、という指摘もあります。
- ・都筑区には、タウンセンター、研究所、大学など、区外から訪れる人が多い場所が相当数あります。

【基本方針】

- ・多様な価値観やさまざまな地域との関わり方を持つ人々が住み、働き、学ぶ都筑区では、互いに立場の違う区民同士が相互理解を深められるよう、交流を大切にされた地域社会づくりを進めます。
- ・多様な区民の相互理解と意識の共有が図られるよう、都筑の歴史や産業、港北ニュータウン建設の目標・理念をはじめとする地域情報を積極的に発信します。
- ・区内に立地する企業と地域の共存関係を深めるため、企業側に働きかけていきます。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

多様な区民たちが相互に理解し活発に交流する環境づくりに取り組みます。

■区民同士の相互理解を育む基礎づくり [7-B-1]

- ・地域への共通理解を深めるためのパンフレット、ホームページの作成
- ・区民主体の団体が行うイベントなどの活動に対する支援・助成
- ・区の歴史や子育て、福祉などを通じて区民同士の交流・相互扶助を育む活動の支援
- ・インターネットを活用した区民による意見交換の場の設定・支援

■年齢や職業を超えた交流プログラムの推進

- [7-B-2]
- ・区民が農に親しみながら農業者と交流を深める事業の展開
- ・一定の技術を習得した区民による援農のシステムづくり
- ・地区センターや小学校への区内居住者や大学職員・企業従業員による講師派遣

□高齢者・障害者などが社会参加しやすい環境づくり [7-B-3]

- ・高齢者・障害者などが生きがいを持って暮らせる交流や参加の機会創出と区民相互の理解促進

□女性が社会参加しやすい環境づくり [7-B-4]

- ・安心して子どもを預けられる施設やサービスの充実など、育児期における女性達の社会参加の支援

□区外で働く区民が地域になじみやすい環境づくり [7-B-5]

- ・子供とお父さんが一緒に参加するイベントの開催
- ・時間にとらわれず利用できるインターネットによる地域情報の提供

□企業と地域の共存関係を深めるための取り組み [7-B-6]

- ・企業と区役所との定期的な意見交換の場の設置や情報発信の検討
- ・産業と地域との共存関係を深めるための、企業側のより積極的な協力への働きかけ

□外国人との交流及び支援の推進 [7-B-7]

- ・外国語による情報発信、非言語案内表示などの導入
- ・在住外国人の各種相談の実施や交流を促進する国際交流ラウンジの設置

□区内外の交流を活発化させるためのシティセールス [7-B-8]

- ・タウンセンターの機能集積、緑道など、訪れる場所としての魅力のPR
- ・子育て環境など、居住空間としての魅力のPR
- ・文化、環境維持など区民が活発に活動している都筑の魅力のPR

8. 情報通信の手段を生かすまちづくり ～ ‘地域情報が豊かなまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・港北ニュータウン内では、ケーブルテレビ（CATV）用回線が整備されています。この回線を使って、通常の電話回線よりも高速に、インターネットや電子メールなどの情報通信サービスを利用することが可能です。
- ・都筑区はパソコンやインターネットを利用している区民が多いと言われ、その現れとして、‘ネット・コミュニティ’ とも呼ぶべき、ネット上での情報交換グループが複数成立しています。
- ・居住歴の短い区民や昼間区外で働いている人達にとっては、インターネットを介して地域と接点を持っていく方が、地域社会へスムーズに参加できる面があるといわれています。
- ・一方で、情報通信機器や情報通信サービスの利用に慣れた人とそうでない人との情報の格差（デジタル・デバイド）が存在しているのも事実です。

【基本方針】

- ・都筑区民の心をつなぐ有効な「道具」の一つとして、CATV やインターネットなどの情報通信の手段を広くまちづくりに活用していきます。
- ・情報通信機器・サービスに慣れた人と慣れない人、障害をもつ人にも配慮し情報の格差をなくし、区民の誰もが情報を入手・交換しやすい環境をつくりまします。
- ・区民の間で電子メディアを生かした情報交換が活発に行われ、それが都筑のまちづくりに反映されるよう、地域情報を提供する区民や民間の団体などとの連携を強化していきます。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

情報通信の手段を活用した区民の交流促進と、情報格差が生じないまちづくりに重点的に取り組みまします。

□情報インフラの整備 [8-A-1]

- ・事業関係者の協力による、情報通信技術の進展に適合した情報インフラ整備

□情報収集のしやすいまちづくり [8-A-2]

- ・行政情報を始めとした情報をCATVやインターネットにより自宅で入手できる環境づくり
- ・バス運行情報や行政情報の提供などバス停の情報拠点化の検討

■情報格差が生じないまちづくり [8-A-3]

- ・各公共施設において、インターネットを利用できる環境づくり
- ・公共施設への視覚障害者向けパソコンの導入
- ・インターネットなどの情報交流に参加できるよう、情報機器操作方法学習の支援
- ・印刷物による行政情報提供の継続・充実
- ・特定郵便局など暮らしに身近な場所への、行政情報などの印刷物配付コーナー設置の検討

■区民が多様に情報交換できる場づくり [8-B-1]

- ・インターネットなどの活用により、市民の誰もが多様な交流を実現できる情報環境づくり
- ・インターネットなどを活用した自治会・町内会やテーマコミュニティなどの情報発信や交流の支援
- ・インターネットなどを活用した区民と行政の意見交換手段の多様化

■お隣から世界を結ぶネットワークづくりと情報の受発信 [8-B-2]

- ・イベントに関する情報のホームページ掲載による区民交流の推進
- ・インターネットの特性を生かした区外へのシティセールス

□福祉やビジネスへの応用・支援 [8-B-3]

- ・情報通信技術を活用した保健や福祉のネットワーク化や総合的なサービス・情報の的確な提供
- ・職住近接の実現、地域に密着した‘コミュニティビジネス’の振興、女性の就業機会提供などにつながる事業所の立地推進及び起業の支援

9. 区民のまちづくりへの参加増進 ～ ‘みんなが社会貢献するまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・港北ニュータウンは、その基本理念の一つに「市民参加の街づくり」を掲げ、開発が進められてきました。
- ・都筑中央公園の第2期区域において、基本構想検討の段階から区民が参加し、区民にとって親しみやすい公園づくりに取り組むなど、公園や地区センターの整備に際し、区民と行政のパートナーシップによる施設づくりが行われています。
- ・町内会や自治会を中心とした公園の清掃活動や市民グループによる保存緑地をはじめとする緑の管理など、区民が公園や緑の維持管理に取り組んでいる例もあります。
- ・このように、これまでも区民参加型のまちづくりが実践されてきましたが、都筑の街は形成途上にあることや転出・転入者が多いことをふまえると、今後も区民同士や区民と行政との対話と参加を大切にして、都筑のまちづくりを進めていくことが求められます。

【基本方針】

- ・区内に住む人、働く人、学ぶ人など、すべての人の参加と協力でまちづくりを進めていきます。
- ・市の施策展開をしていく中で、極力区民参加を進めていきます。
- ・子どもからお年寄りまで、個人も法人も、区民みんなが意見を出し合い、みんながそれぞれ出来ることで力を出しあう、‘まちの元気を人の元気がつくる’機運の高まりを促します。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

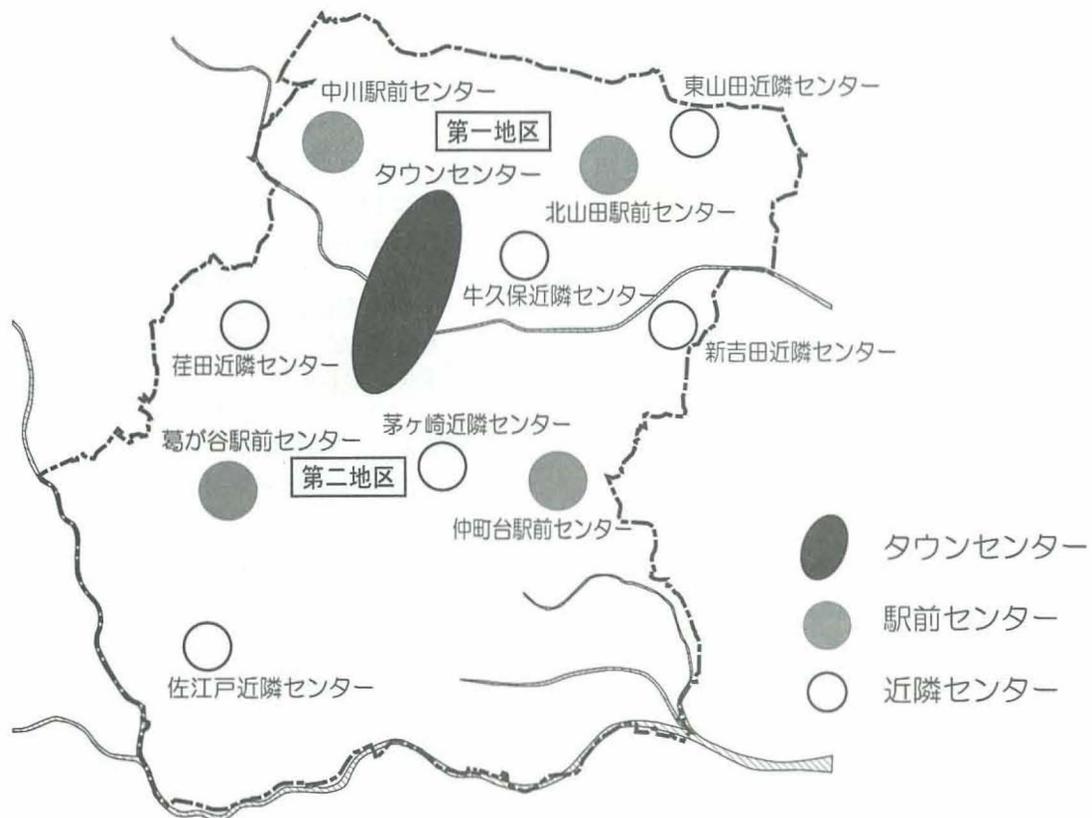
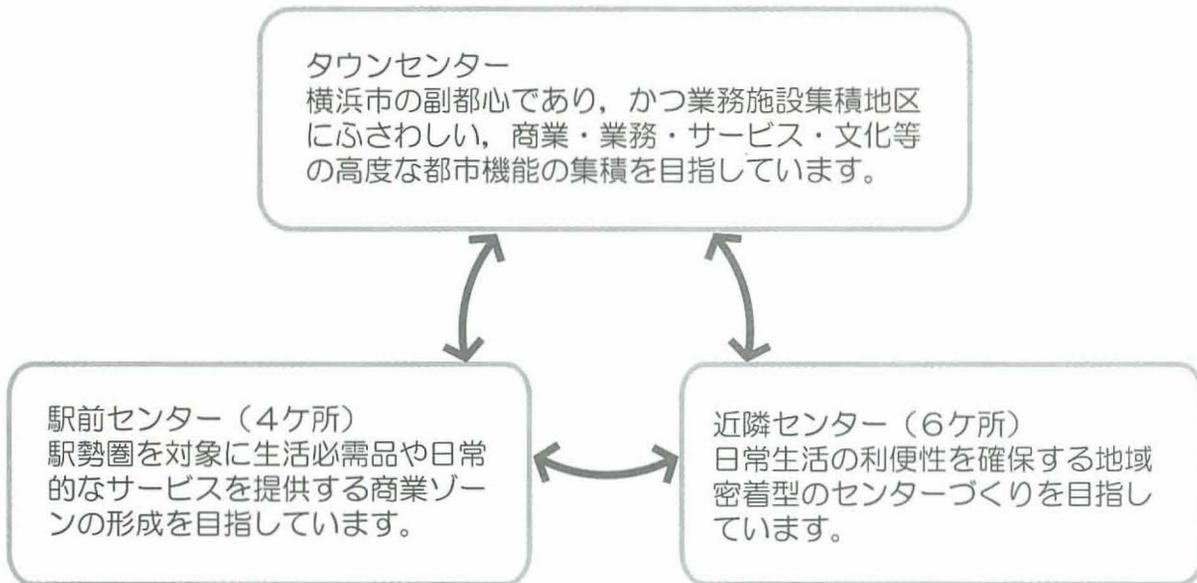
区民のまちづくりへの主体的な参加を育む環境づくりに、重点的に取り組みます。

- | | |
|---|--|
| <p>■区民と行政が一体となったまちづくり [9-B-1]</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な都筑とのかかわり方、多様な価値観・経験を持つ人々の意見のまちづくりへの反映・公共施設整備やその他の行政施策について、構想段階からの区民参加推進・公園や緑道の管理への区民参加の推進・駅周辺や歩道などの維持清掃における行政と区民との連携・区が実施する事業への区民の参加と協力の推進・まちづくり施策の説明会開催などを通じた、区民主体のまちづくりの展開推進 | <p>□コミュニティビジネス創出の支援 [9-B-3]</p> <ul style="list-style-type: none">・行政と区民の連携の観点にたった、様々なまちづくり関連コミュニティビジネスの創出支援・経済的基盤が弱い女性、高齢者などによるコミュニティビジネス起業への支援のあり方の検討 <p>□企業や事業所の地域貢献の推進・支援 [9-B-4]</p> <ul style="list-style-type: none">・企業や事業所、大学などの人材・資源を活かした地域貢献の呼びかけ・公園や緑地の保全活動、地域の美化活動について企業や事業所の参加の呼びかけ・高齢者に対して地域で密着したサービスを提供する商店街への支援の検討 |
| <p>■市民活動の推進・支援 [9-B-2]</p> <ul style="list-style-type: none">・公益性の高い活動を行う市民活動団体への支援・公園や緑道の維持管理活動の市民活動団体などへの委託の検討 | |

○都筑区まちづくりのキーワード2

センター計画

港北ニュータウンにはタウンセンター、駅前センター、近隣センターという3つの種類のセンターがあり、それぞれの役割に応じた個性的で魅力的な商業施設の集積が進んでいます。一方で、車社会の進展により住民の行動範囲が広がったことにより、社会情勢にあわせた近隣センターの変化への対応が求められています。



10. 都筑らしい文化の醸成 ～ ‘ずっと住み続けたい誇れるまち’ をめざして

【現状と課題】

- ・都筑区は、港北ニュータウンのある新しい街というイメージが先行し、港北ニュータウン建設以前の歴史や文化が見落とされがちですが、古代から営々とした人々の暮らしが行われ、文化が培われてきました。その一端は、区内各所に保存されている古代、中世、近世、近代の史跡や伝統的な行事などから窺うことができます。
- ・都筑区民は音楽や演劇など自主的な文化活動を活発に行っています。こうした活動は、地域への愛着と連帯意識を高める上で、成果をあげてきています。
- ・しかし、全般的な状況としては、人と人との輪の広がりや、新旧のよさを織り交ぜた都筑ならではの地域文化は、いまだ形成途上にあると考えられます。
- ・区内には文化の拠点となるべき市民文化ホールやスポーツセンターが整備されておらず、早期建設が要望されています。
- ・計画的な街並みや豊かな田園地帯など調和のとれた景観は都筑区の誇りですが、景観を乱す土地利用や建築物が増えてきました。

【基本方針】

- ・都筑の歴史文化と港北ニュータウンで生まれてきた新たな文化活動の双方のよさを区民が共有しあい、そこに魅力と個性ある都市文化とコミュニティが育まれるような環境づくりをめざします。
- ・街づくり協定や地区計画により土地利用を誘導し都市景観を保全するとともに、豊かな田園風景を次世代に残せるよう景観の維持を図ります。
- ・地域文化・スポーツの拠点を整備し、区民相互の交流を促進します。また、港北ニュータウンをはじめとこれまで区内で整備された施設の区民への開放を推進し、活発な区民の文化活動がまちじゅうで展開される環境づくりをします。
- ・都筑の財産であるみどりや水の環境を守り育てるため、環境への負荷が小さく、持続するまちをめざした取り組みを着実に進めます。

【具体的な取り組み】 ■は重点的な取り組み項目

区民の活発な文化活動を育む場づくりに重点的に取り組みます。

■文化・スポーツの拠点づくりと既存施設の活用 [10-A-1]

- ・市民文化ホールの建設促進とスポーツセンターの早期建設
- ・文化活動の振興と都市の賑わいづくりをめざした区内にあるさまざまな公共・民間の施設の利用増進
- ・区民の利用しやすさを考慮した区民利用施設の運営改善の検討

□歴史と新しい文化が薫るまちづくりの推進 [10-B-1]

- ・都筑の歴史文化やまちづくりについての情報提供の充実と区民の理解増進
- ・区民の自主的な環境保全活動の支援などを通じた新しい郊外型住文化の創出
- ・新しい都市型コミュニティの形成・支援
- ・区民の誇れる魅力的な都市空間や区民主体の環境保全への取り組みのPR

□環境と共生する地域づくりの推進 [10-B-2]

- ・植生や地形、生物生息環境など、都筑の自然的特性を生かした都市景観形成
- ・持続可能な環境共生型住まい・まちづくりの誘導
- ・資源循環型のまちづくり
- ・車利用削減、低公害車の利用促進
- ・企業のISO14000シリーズ^(注) 認証取得の推進
- ・省エネルギー型で公共・民間の建築物整備（太陽熱利用、屋上緑化など）
- ・人体や生物に影響を与える有害物質の使用・排出制限など、安全に暮らせる環境の保全、創造

□美しい都市景観づくりの推進 [10-B-3]

- ・都筑らしい都市景観を形づくるみどりや水、歴史的建物空間の保全・整備
- ・建築活動に対する各種の規制・誘導手段を活用した魅力ある街並形成
- ・美しい街並づくりについて区民が活発に語り合う環境づくりの推進
- ・必要に応じた地区計画の検討

(注) 環境保全に関連する国際規格の総称

都筑らしい文化の醸成方針図



- | | | |
|----------------|------------------------------|-----------------------|
| ● 寺 | ■ 農用地区域 | — 自転車・歩行者専用道路 |
| ■ 神社 | ★ 季節の野菜直売所と観光農園 | — 街路樹 |
| ■ 歴史的建造物等 | ▲ 都筑区総合庁舎、地区センター・コミュニティスクール等 | — 自動車専用道路 (既存) |
| ■ 公園・緑地 | ■ プール・スポーツ会館 | --- 自動車専用道路 (計画) |
| ○ 多目的運動公園広場 | □ 地区計画 | —●— 都市高速鉄道等 (既存) |
| 保なが望まれる斜面緑地の連坦 | □ 地区計画の策定を検討している地区 | ---○--- 都市高速鉄道等 (事業中) |
| ●●●● 河川 | | |



V まちづくりの推進

1. まちづくりの推進状況

ここでは、都筑区内において行政的にまちづくりが必要と位置づけられている地区や、都市計画事業や規制・誘導方策によってまちづくりが進められている地区を示します。

■市街化を推進すべき区域と市街化を抑制すべき区域の位置づけ

□市街化区域

既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

□市街化調整区域

基本的に市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域内では、建築行為や開発行為が制限されます。

早淵川沿いの地域と、池辺、東方、折本、大熊の地域が指定されています。

■計画的な再開発を促進すべき地区の位置づけと推進状況

□一号市街地（計画的に再開発が必要な市街地）

市街化が成熟段階に入っており、既成市街地の整備改善を実現するため、再開発を推進することが必要な地区として位置づけられています。

□再開発促進地区（計画的に再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区）

都筑区では、タウンセンター地区が指定されています。

□戦略的地区（一号地区の中で再開発の効果が特に大きいと予想される地区）

都筑区では、中川駅周辺、仲町台駅周辺、北山田駅周辺、川和地区の4箇所に指定されています。

□土地区画整理事業地区

港北ニュータウン第一地区と第二地区及び閑耕地地区が土地区画整理事業で整備されました。港北ニュータウン中央地区、池辺不動原地区が進行中です。

□駐車場整備地区

違法路上駐車が多い地区で、道路の効用を保ち円滑な道路交通を確保するために、駐車場の整備推進を図る目的で、定められる地区です。

都筑区では港北ニュータウン第一駐車場整備地区（約28ha）、港北ニュータウン第二駐車場整備地区（約45ha）の二地区が指定されています。

□横浜市街づくり協議地区

「街づくり協議地区」とは、横浜市街づくり協議要綱により市民と行政のまちづくりに関

する情報の提供・収集、再開発事業の推進、個々の建築活動の誘導などを目的として、個々の建築の計画の早い段階から、市民と行政が協議を行い、まちづくりを進めていく地区です。

都筑区では、港北ニュータウン第一地区と第二地区が指定されています。

■良好な街並みの維持、増進を目的としたまちづくりの推進状況

□地区計画

土地所有者の意見を反映させながら地区の特性に応じて、建物の建て方の詳細なルールや地区施設（地区住民の利用する区画道路、小公園、緑地、広場など）を定めることができる制度です。都筑区では港北ニュータウン中央地区、池辺不動原地区、関耕地地区などで定められています。

□建築協定地区

建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者などの合意によって、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する基準が定められています。

□まちづくり協定地区

建築協定と違い法的な根拠はありませんが、地区の住民にとって住み良いまちづくりを推進するために必要な事項を定めるもので、用途、建築物の規模、意匠、壁面の位置、駐車場に関する基準、緑に関する基準、集合住宅の制限、敷地分割禁止などに関する基準が定められています。都筑区では港北ニュータウンタウンセンター地区、港北ニュータウン中川駅前センター地区、港北ニュータウン仲町台駅前センター地区で定められています。

□緑地協定

都市緑地保全法に基づき、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、横浜市に認可申請するものです。

■農業を振興する地域の位置づけと推進状況

□農業振興地域

市街化調整区域内で農業の振興を図るべき地域として定められます。

□農用地区域

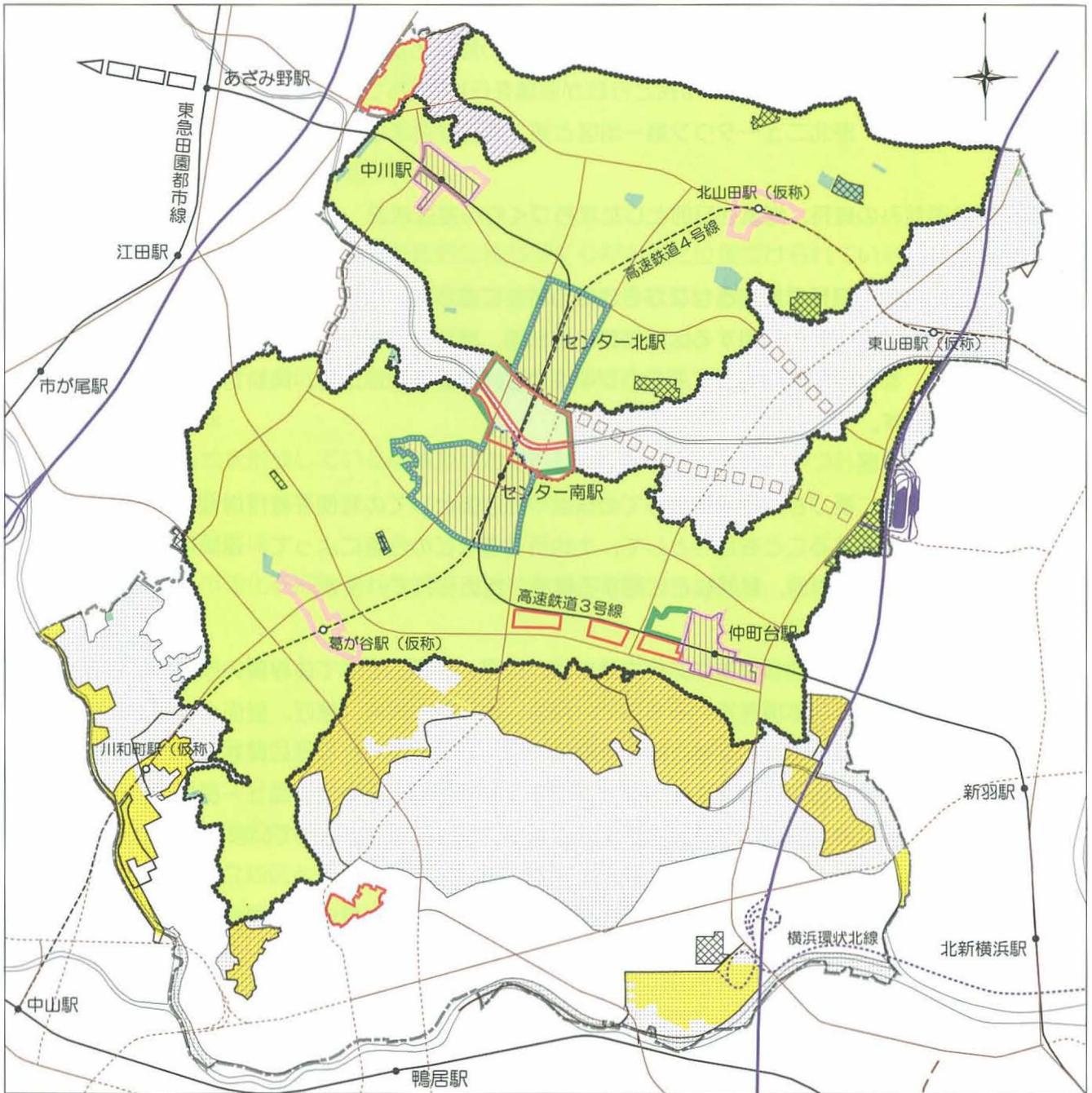
農業振興地域内の土地で、農業上の利用を図るべき土地の区域として、農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定められます。

□横浜市農業専用地区

都市農業の確立と都市環境の保全を図ることを目的として、市長が農業専用地区を指定します。指定を受けると、①土地基盤整備事業、②農地流動化事業、③農業近代化施設整備事業、④地域環境整備事業、⑤地区推進活動事業の5つの事業を実施することができます。

都筑区では、池辺、東方、折本、大熊、新羽大熊、牛久保、佐江戸宮原の7箇所が指定されています。

まちづくりの推進状況図



- | | | |
|--|--|---|
| <p><整開保></p> <ul style="list-style-type: none"> 一号市街地・再開発促進地区 戦略的地区 市街化調整区域 <p><地区の都市計画事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業施行区域 (完了含む) <p><地区の計画></p> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画 駐車場整備地区 | <ul style="list-style-type: none"> 建築協定地区 まちづくり協定地区 緑地協定地区 横浜市街づくり協議地区 <p><農業関連></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域 農用地区域 農業専用地区 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車専用道路 (既存) 自動車専用道路 (計画) 幹線道路 (既存) 幹線道路 (整備予定) 幹線道路 (構想) 都市高速鉄道等 (既存) 都市高速鉄道等 (事業中) 都市高速鉄道等 (構想) |
|--|--|---|



2. 地区プランの策定

都筑区まちづくりプランでは、各分野別にまちづくりの方針を示すことを目的としています。その具体化を図るためには、地域の人たちが話し合いながら、より詳しいプランをまとめていくことが望まれます。

都筑区では、次の考え方にもとづいて、地区レベルでのプランを策定する「まちづくり検討地区」を選定することとします。

- ①新駅の設置や大規模な公共公益施設の整備など、土地利用上、地域に大きな影響を与える事業が予定あるいは実施され、地区レベルでのまちづくりを検討すべき地区。
(例) ・鉄道や高規格道路、大規模な公共公益施設の整備に伴って土地利用の変動が予想される地区
- ②身近な生活環境の維持向上を目的として、地域のルールづくりや地域活動を住民自らがおこなうことを目指す地区。
(例) ・市街化調整区域内で、農業を主体としつつ、新たな機能の導入や集落環境の整備を検討する地区
・ニュータウンなどの都市基盤が整備された既成市街地で形成された環境の維持・向上を図る地区

都筑区まちづくりプランでは今回、①に該当し、かつ、すでにまちづくりの動きがでている東山田駅（仮称）周辺地区と川和町駅（仮称）周辺地区を「まちづくり検討地区」として位置づけることとします。

なお、今後新たに該当する地区が出てきた場合は、適宜「まちづくり検討地区」に位置づけ、地区プラン策定のための検討を行うこととします。

■東山田駅（仮称）周辺地区

土地利用の現況



- 独立専用住宅, 集合住宅
- 事務所施設
- 商業施設, 遊戯施設
- 工業施設
- 官公庁施設
- 教育・文化・医療・福祉施設
- 仮設施設, 展示施設等
- 鉄軌道用地, 倉庫・物流系施設, 供給処理施設
- 未利用空地, 駐車場, 資材置場
- 広場, 墓地等
- 土地造成改変地等
- 水田, 田畑, 果樹園
- 樹林, 竹林
- 河川



0 500m

平成12年度都市計画基礎調査

□現況

- ・人口は減少傾向にありますが, 世帯数は増加傾向にあります。
- ・地区の周辺部には比較的急峻な斜面があります。
- ・地区中央を日吉元石川線, 丸子中山茅ヶ崎線が縦横断しています。第三京浜道路で地区が分断されています。
- ・高速鉄道4号線の新駅の設置が予定されています。
- ・道中坂下バス停を中心に一日約三百本のバスが運行されています。

□課題

- ・早洩川沿いでは過去, 数多くの溢水があり, また, 今も浸水の可能性があります。
- ・耕地整理がされていない地区では細街路が複雑に形成されています。
- ・地区内には, ミニ開発による高密度な戸建て住宅や宅地内の工場や資材置き場が混在しています。地区南部の耕地整理事業区域では, 住宅, 工場, 農地などが混在しています。
- ・公園の誘致圏外の地域が多くあります。
- ・新駅の設置によって, 新駅周辺の土地利用転換の可能性が高まります。

□まちづくりにあたっての配慮事項

- ・進みつつあるスプロール化を防止し, 土地利用の整序をはかること。
- ・地区の利便性と防災性の向上に寄与するよう地区内の施設の整備水準を高めること。

■川和町駅（仮称）周辺地区

土地利用の現況



平成12年度都市計画基礎調査

□現況

- ・人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。
- ・横浜上麻生線西側は平坦な地形、東側はゆるやかな丘陵地になっています。
- ・横浜上麻生線と中山北山田線という二本の幹線道路が交差しており、中山北山田線は延伸される予定になっています。
- ・中山北山田線に沿って、高速鉄道4号線の建設が進められています。
- ・横浜上麻生線には一日あたり五百本ほどのバスが走っています。

□課題

- ・鶴見川沿いでは、過去数多くの溢水があり、現在も浸水の可能性があります。
- ・耕地整理のされていない地区では細街路が迷路状に形成されています。
- ・耕地整理された地域では整形化された農地になっていますが、それ以外の地域では不整形な街区になっており、農地や工場などのスプロール化が進みつつあります。
- ・公園の誘致圏にある地域は多くありません。
- ・新駅の設置や川和車両基地の建設によって、周辺の土地利用転換の可能性が高まります。

□まちづくりにあたっての配慮事項

- ・隣接地の多様な特性に配慮しながらスプロール化を防止し、土地利用の整序を図ること。
- ・地区の利便性と防災性の向上に寄与するよう地区内の施設の整備水準を高めること。

3. まちづくりの推進に向けて

—区民と行政が手を携えて取り組むまちづくり—

今後の都筑区のまちづくりは、このプランに基づいて都市計画や個別の事業計画など具体的な計画が定められ、実施に移されることにより進んでいきます。こうしたまちづくりの具体化の際には、行政、区民、事業者等が、まちを愛するパートナーとして、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

■行政の役割

行政は、まちづくりプランの実現に向けて、次の役割を担います。

- 情報提供：市が実施する事業をはじめ、まちづくりに関する情報を区民のみなさんに積極的にお知らせしていきます。
- 事業実施：プランに位置づけられた事業を、その緊急性や重要性を考慮しながら、着実に実施していきます。事業は、その性格に応じて、区民の皆さんの意見を積極的に反映させながら進めていきます。
- 事業の誘導、調整：民間事業者が提供主体となる福祉サービスや公共交通サービスなどについては、事業者を適切に誘致、誘導します。他の行政機関が事業主体となるものについては、調整をはかります。
- 規制、協議等：開発行為や建築行為については、法や条例に基づいて適切に規制・誘導するとともに、必要に応じて事業者と協議します。

特に区役所は、区民に身近な行政サービスを提供するという自らの立場を自覚して、次のような役割を果たしていきます。

- 住民参加の充実：まちづくりに多くの区民の意見や提案が反映されるよう、さまざまな工夫を施し、充実させます。
- 支援：区民の主体的なまちづくりへの取り組みを支援します。
- 協働：区民とともに、地域の資源を生かしながら、きめ細かなまちづくりに取り組みます。
- 総合調整：地域としての総合的な視点をもって、関係者との調整を行います。

■区民の役割

まちづくりプランを実現するために、区役所は、区民のみなさんが地域に関心を持って次のような役割を担うことを必要としています。

- 行政が実施する施策や事業に対する積極的な参加や提案
- 地域に関心を持ち、身近な公園や道路、コミュニティ施設などの管理への協力
- みんなが気持ちよく住み続けられるよう、地域社会のルールの遵守
- 地域の課題の解決に向けた、提案や可能な範囲での行動

特に、今後さらに機会が増えていくと思われる区民参加にあたり、区民のみなさんの次のような行動を区役所は必要としています。

- それぞれの立場に応じた様々な考えがあることを理解し、自分の要望や意見を「地域」や「公」の視点から、提案にまで高める
- 異なる意見と折り合いをつけ、地域としての合意形成をはかる努力を惜しまない
- 地域の課題の解決のために、合意された内容に沿って積極的な役割を果たす

■事業所の役割

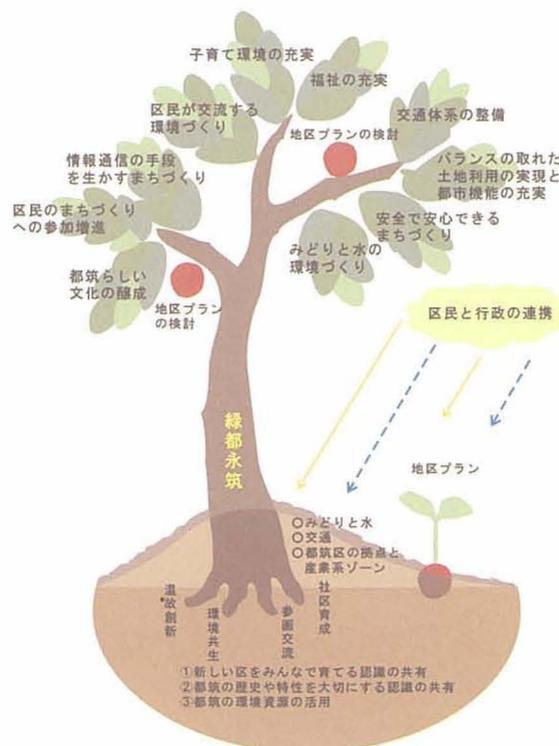
区内の企業や学校などの事業所も、法人区民として、都筑のまちづくりのために次のような役割を分担することを区役所は必要としています。

- 事業所本来の活動やボランティア活動を通じた地域社会への貢献
- 街並みの維持、向上など周辺環境との調和への配慮
- 所有する資源を生かした発災時における地域社会の安全確保

■まちづくりプランの充実

まちづくりプランでは、各事業の目標年次をおおむね 10 年、施策の方向はおおむね 20 年を目標年次として想定していますが、計画想定期間内であっても、社会情勢の変化や技術革新、市民意識の変化、市民活動の成果などに応じて見直し、よりよいものに改善していきます。

また、まちづくりプランに基づく具体的なまちづくりの検討及び実施状況については、適宜、点検・評価し、その結果を再度プランに反映していきます。その実施にあたっては、例えば、区民が自由に区の職員と意見交換する機会づくり（例：「まちづくりカフェ（仮称）」の継続）、インターネットや電子メールなどの情報通信手段を用いた意見交換のシステムづくりなど、区民が参加できる仕組みづくりを検討します。



都筑区まちづくりプラン

横浜市都市計画マスタープラン・都筑区プラン

平成 14 年 5 月

横浜市 都筑区 区政推進課

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

tel:045-948-2226 fax: 045-948-2239

横浜市 都市計画局 都市計画課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

tel:045-671-2658 fax: 045-663-8641

横浜市広報印刷物登録 第130502号 類別・分類 A-JA060